

志摩市環境基本計画

(含 志摩市地球温暖化対策実行計画 [区域施策編])

(中間見直し)

志摩市市民生活部環境課

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	環境基本計画の中間見直しにあたって.....	3
2	計画の役割.....	5
3	計画の期間.....	5
4	計画の範囲.....	6
5	計画の位置づけ.....	6
6	計画の対象地域.....	7
7	計画の構成.....	7

第 2 章 志摩市の環境

1	環境の現状.....	8
2	今後の課題.....	31

第 3 章 計画の目標

1	望ましい環境像.....	33
2	環境目標.....	34
3	施策の体系.....	36
4	温室効果ガスの削減目標.....	38

第 4 章 施策の展開と取組

1	地球規模で考え、脱炭素社会を実現するまち.....	40
1)	温室効果ガス排出抑制の推進.....	40
2)	再生可能エネルギー導入の推進.....	42
2	豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち.....	44
1)	自然環境の保全・管理.....	44
2)	自然とのふれあいの推進.....	46
3)	公益的機能の保全.....	48
3	環境への負荷を減らし、安心して快適な暮らしを実現するまち.....	53
1)	4 R の推進.....	53
2)	廃棄物の適正処理の推進.....	55
3)	快適な住環境の確保.....	57
4	歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち.....	62
1)	歴史的・文化的資源の保全.....	62
2)	景観保全の推進.....	64

3) 環境資源活用の推進.....	66
5 環境について学び、主体的に行動するまち.....	69
1) 環境学習・環境教育の推進.....	69
2) 環境保全活動の推進.....	71
第5章 重点的取組	
1 地球温暖化対策の推進.....	74
2 環境資源の保全と活用の推進.....	75
3 資源循環型社会の推進.....	76
第6章 計画の推進に向けて	
1 推進方策.....	78
2 進行管理の方法.....	80
資料編	
資料 用語解説.....	資料-1

用語解説について

本文中で「*」がついている語句については、資料編の用語解説で解説しています。ただし、同じ用語が複数回記載されている場合は、最初の用語にのみ「*」をつけています。

第 1 章 計画の基本的事項

1 環境基本計画の中間見直しにあたって

(1) 中間見直しの趣旨

本市は、平成 28（2016）年 3 月に以降 10 年間の本市が目指す環境の方向性を示す「志摩市環境基本計画」を策定し、『自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩』を望ましい環境像として掲げ、人と自然との共生が将来にわたって確保されるまちを目指して計画の推進に取り組んでいます。平成 29（2017）年 7 月には、「志摩市における再生可能エネルギー*発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」を制定し、開発行為等に一定の制約を設け、平成 31（2019）年 4 月には、志摩市景観計画を改訂し、景観計画に基づく届出制度における太陽光発電や風力発電の設置に関する基準等を盛り込むなど、本市の豊かな自然環境の保全を図っています。

一方で、生活様式の変化に伴う山林や農地などの荒廃、ごみの減量などの地域で取り組む課題や、開発の影響による生物生息環境の破壊、プラスチックごみの海洋流出、外来種*による生態系の攪乱、深刻化する地球温暖化*といった世界規模の課題など、様々な環境問題に対して、適切な対応が求められており、特に、近年は地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象による災害が世界各地で発生しています。我が国においても、激甚な豪雨・台風被害や猛暑が頻発しており、今後もその影響は長期に渡って拡大するおそれがあるとされています。地球温暖化に伴う気候変動は避けられないものと想定し、その適応策についても検討することが求められています。

平成 30（2018）年に公表された IPCC*「1.5 度特別報告書」では、気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには 2050 年頃に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要とされ、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラル*を目標として掲げる動きが広がりました。

我が国においても、こうした国際的な動向を受けて、政府から自治体に対し、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロへの参画が促されました。

本市においては、令和 2（2020）年 2 月、市民や事業者と一体となって 2050 年までに志摩市からの温室効果ガス*の排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意を「ゼロカーボンシティ*しま」として表明しました。また、令和 3（2021）年 6 月には、国立公園において、先行して脱炭素化に取り組むエリアである「ゼロカーボン・パーク*」に登録され、国立公園の脱炭素化や脱プラスチックも含めたサステナブルな観光地づくりの実現を目指しています。

前述のような本市を取り巻く社会情勢や自然環境等の変化に的確に対応し、『自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩』に資する取組をより一層推進するため、持続可能な開発目標

(SDGs) の理念とも整合性が取れた計画の見直しを行います。

SDGs の理念に沿った

環境・経済・社会の三側面の調和によるまちづくり



SDGs は、平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略です。

持続可能な世界を創出するために、2030 年までにすべての国や地域で取り組むべき 17 の目標とそれを達成するための 169 の具体的な取り組み内容と取組の成果を計るための 232 の指標で構成されています。

本市の豊かな暮らしは、豊かな自然環境によって成り立っています。森・里・川・海が広がる多様な自然環境の中で、人と自然、人と人がつながることで地域の産業基盤となるとともに、御食国としての文化を醸成してきました。

私たちは SDGs の理念を踏まえ、環境・経済・社会の三側面の調和による新しい価値創出をめざすために、引き続き、自然環境の保全・再生に取り組んでいく必要があります。



2 計画の役割

本計画は、本市の環境行政の基本となるもので、次のような役割を果たします。

- 1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- 2) 志摩市総合計画・志摩市 SDGs 未来都市計画等の諸計画について、環境の保全と創造に関連する施策の整理・検討を行い、総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにします。
- 3) 市民、事業者及び市それぞれの責務に関連する行動例などを明らかにします。
- 4) 市内から排出される温室効果ガス排出量、温室効果ガス削減目標及びその実現のための対策などを明らかにします。

3 計画の期間

目標年度：令和 7（2025）年度

本計画の期間は、平成 28（2016）年度を初年度として、令和 7（2025）年度を目標年度とする 10 年間とします。

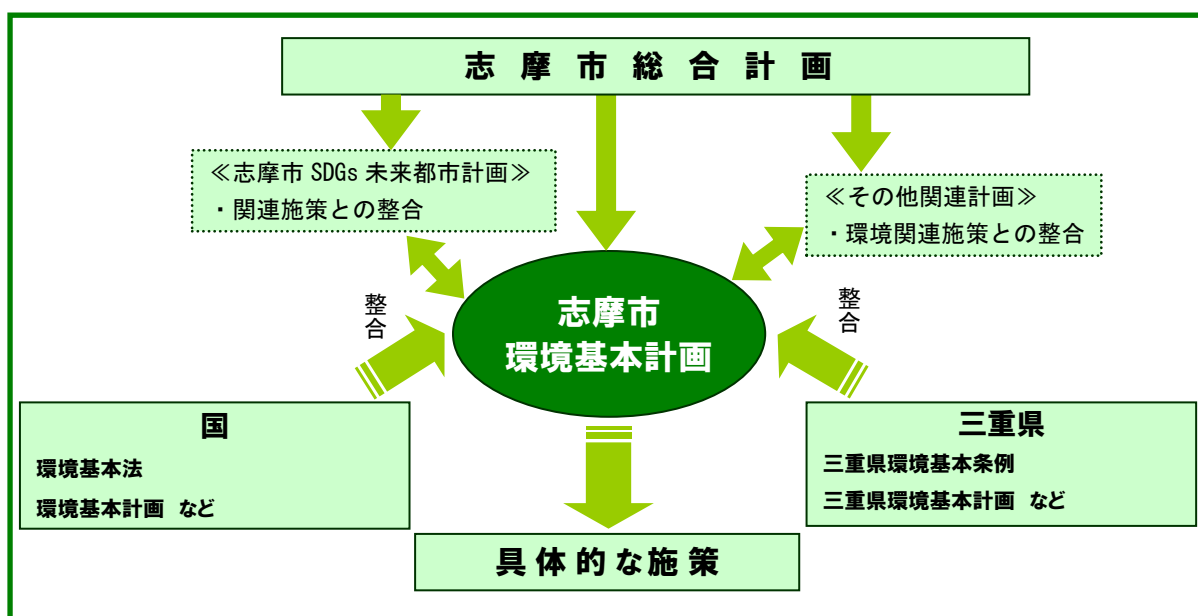
4 計画の範囲

本計画において対象とする環境は、以下のとおりとします。

環境の範囲	対象とする内容
地球環境	温室効果ガス、気候変動、省エネルギー、再生可能エネルギーなど
自然環境	動物、植物、樹林地、農地、公園（自然公園、都市公園*）、水辺（海域、河川など）、自然との共生など
都市環境	ごみ、歴史・文化、景観など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など
参加・協働	環境学習、環境教育、環境情報、環境保全活動など

5 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。市が行う環境に関わるすべての施策の策定や実施にあたっては、本計画との整合を図るものとします。また、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含するものとします。



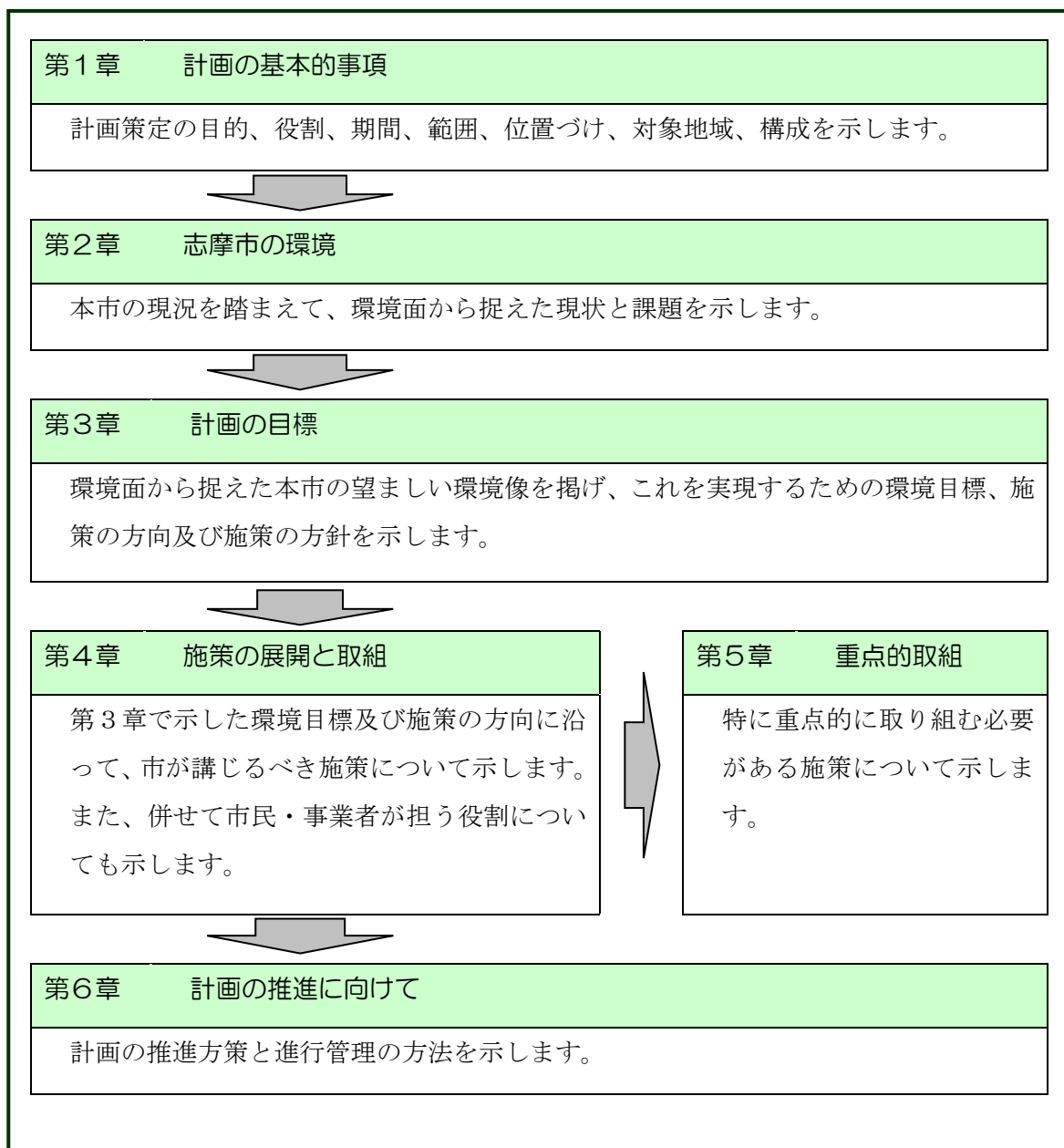
6 計画の対象地域

本計画は、志摩市全域（共同漁業権が設定されている海域を含みます。）を対象範囲とし、広域的な観点から、生活圏や文化圏が密接に関わる周辺地域との連携も考慮します。

7 計画の構成

本計画の構成に関しては、以下の構成を基本とします。

■本計画の構成



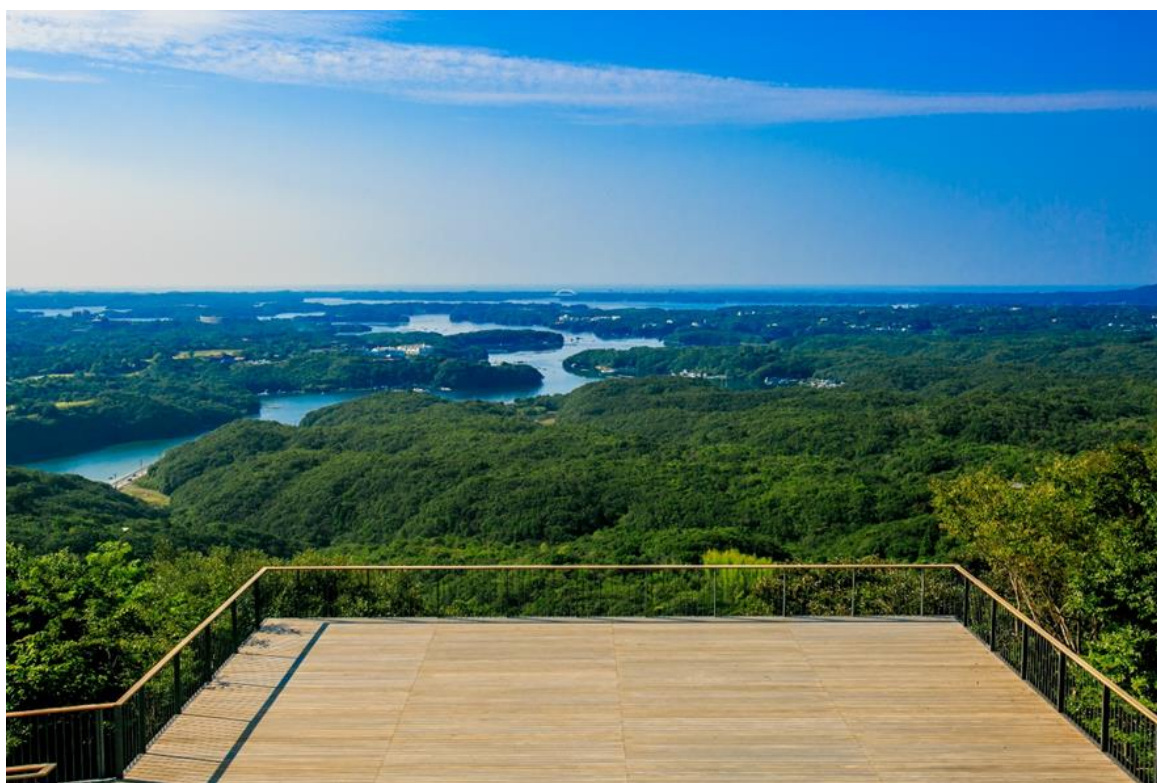
第2章 志摩市の環境

1 環境の現状

1) 本市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市と鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部・東部は太平洋に面しています。延長は東西が約 19km、南北が約 20km、面積は 178.945 km^2 です。平成 16（2004）年 10 月 1 日に志摩郡 5 町の合併によって誕生し、市のほぼ全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けています。地形は朝熊山地と先志摩台地に属し、先志摩台地は隆起海食台地としては日本最大です。沿岸部は英虞湾、的矢湾に代表される小さな島・岬・入り江の多いリアス海岸が発達しています。

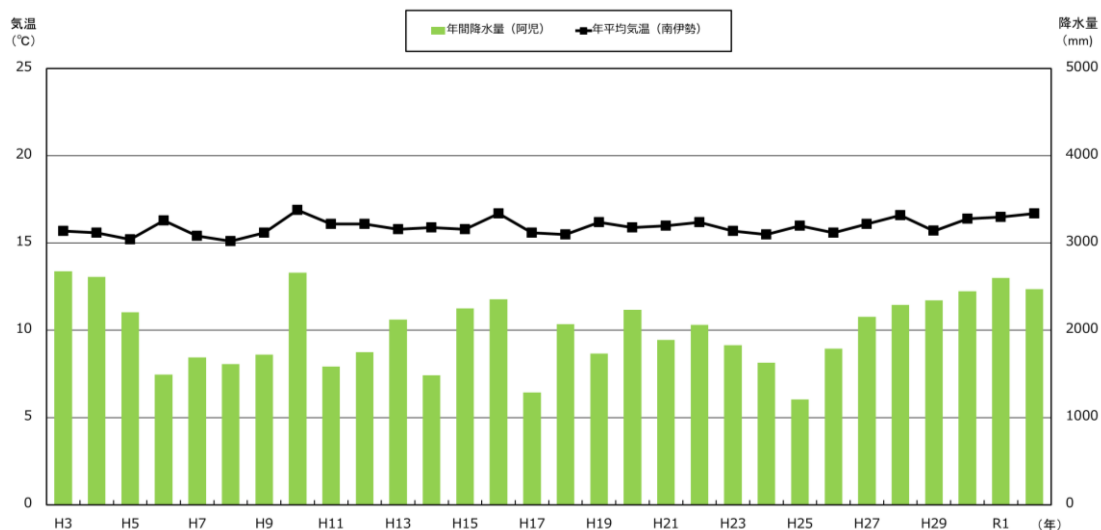


横山展望台から望む英虞湾

(2) 気 象

気象庁のアメダス観測点[気温(南伊勢)・降水量(阿児)]の観測結果によると、令和2(2020)年の年平均気温は16.7℃、年降水量は2471.5mmとなっています。過去30年間の平均では、年平均気温は15.9℃、年降水量は2008.6mmとなっており、温暖な気候といえます。

◇年平均気温と年間降水量の推移

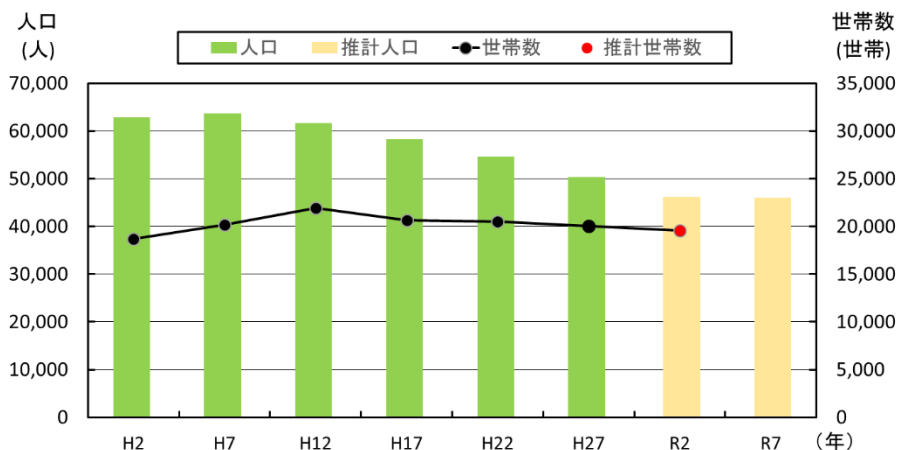


資料：「気象庁：気象統計情報」

(3) 人 口

本市の令和2(2020)年10月1日現在の推計人口は46,104人、推計世帯数は19,556世帯となっています。平成2(1990)年から現在までの推移をみると人口、世帯数ともに減少傾向にあります。志摩市人口ビジョンでは、人口減少対策を講じることで、5年後の令和7(2025)年には約45,000人を目指すこととしています。

◇人口と世帯数の推移(令和2年以降は推計)

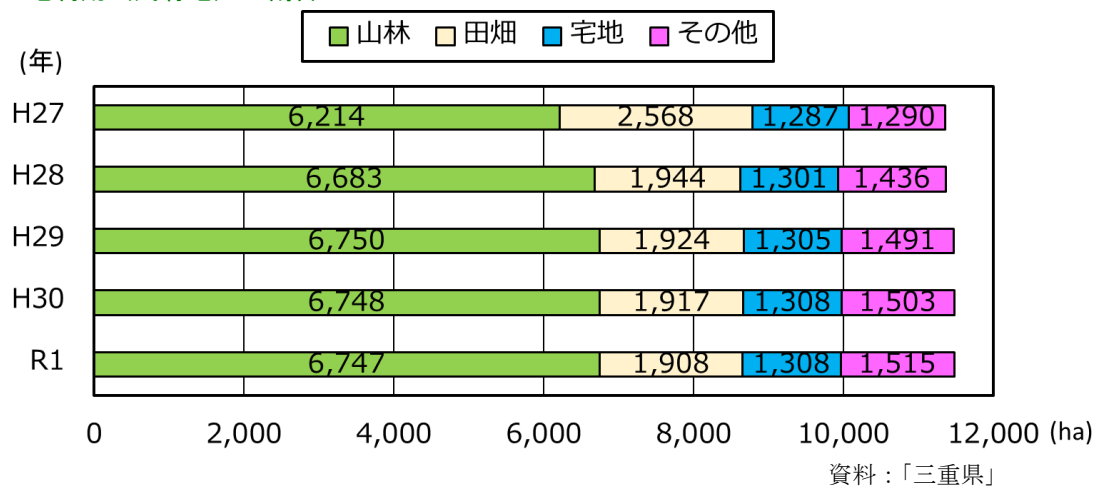


資料：「国勢調査」、「三重県」、「志摩市人口ビジョン」

(4) 土地利用

本市の土地利用は、山林をはじめ、田畑や原野などの自然的な土地利用が大部分を占めており、宅地は1割程度となっています。過去5年間を比較すると、田畑はやや減少傾向にあります。

◇土地利用（民有地）の割合

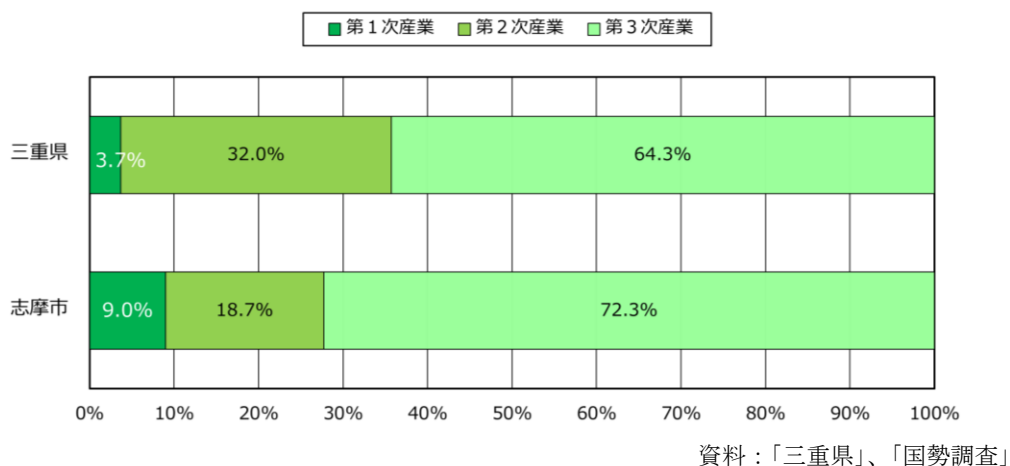


(5) 産業構造

本市の産業は、穏やかで美しい英虞湾やの矢湾及び太平洋に面した環境により、水産業と観光業が中心となっています。

産業別就業者割合は、第一次産業が約9%、第二次産業が約19%、第三次産業が約72%となっています。第一次産業の占める割合が県平均（約4%）の倍以上となっており、水産業が盛んな本市の特徴を示しています。

◇平成27年産業別就業者割合

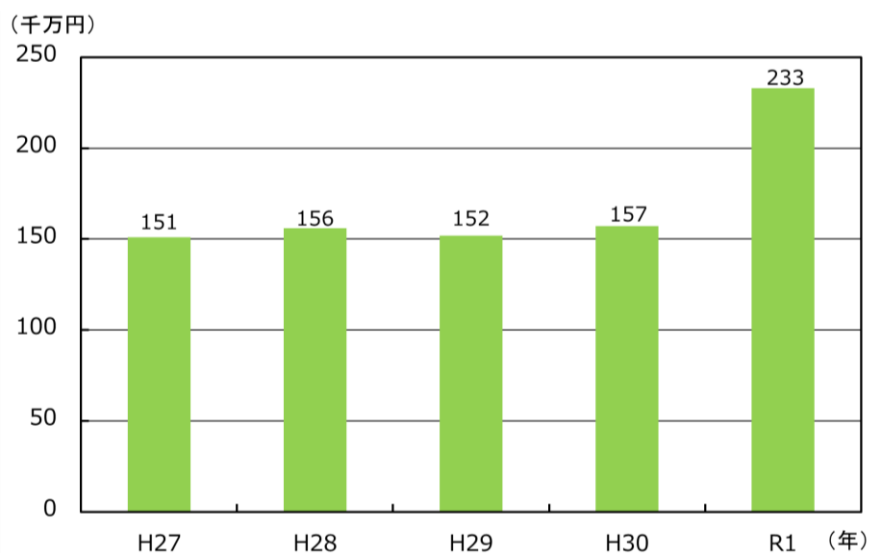


(6) 第一次産業

本市の農業産出額は、平成30(2018)年まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和元(2019)年は畜産業（鶏）の産出額の大幅な増加があり、平成30(2018)年より約8億円増加しています。

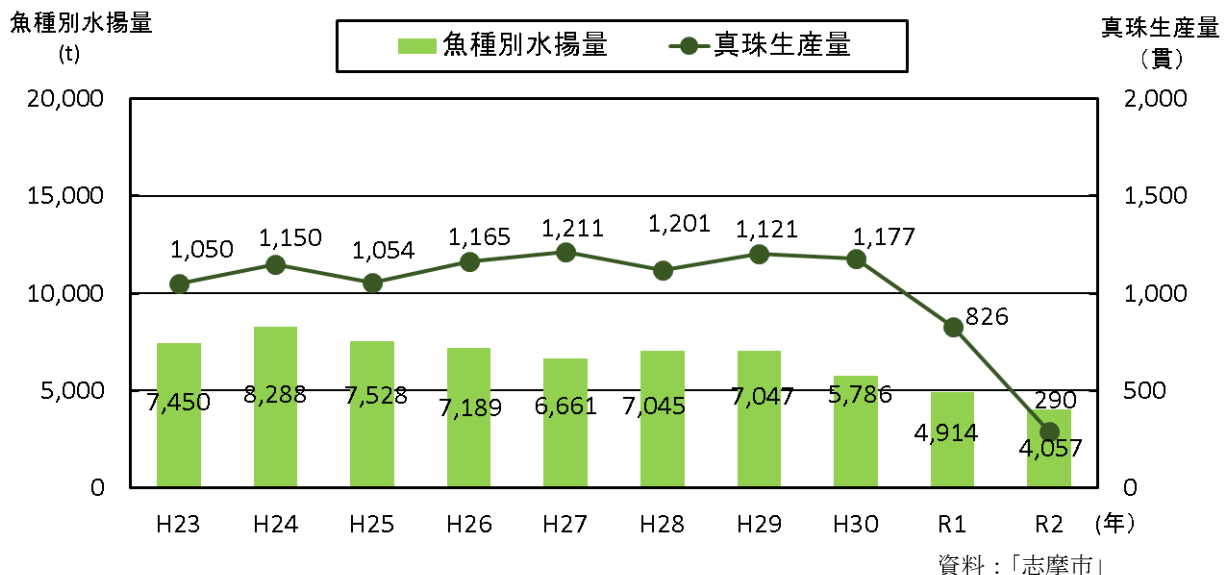
本市の魚種別の水揚量は年々減少傾向にあり、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、約4,057トンと平成24(2012)年の約半分にまで減少しています。また、真珠の生産量も減少傾向にあり、令和元(2019)年には稚貝等の大量へい死の影響を受け、約826貫に減少し、さらに、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入札会が一部中止となったため、約290貫まで減少しています。

◇農業産出額の推移



資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

◇魚種別水揚量・真珠生産量の推移

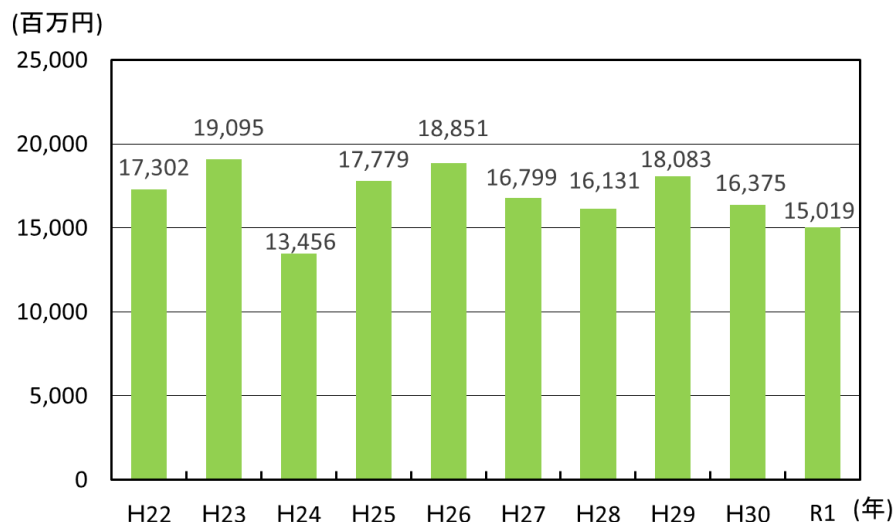


資料：「志摩市」

(7) 第二次産業

本市の製造品出荷額等は、平成 23（2011）年をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年には約 150 億円まで減少しています。

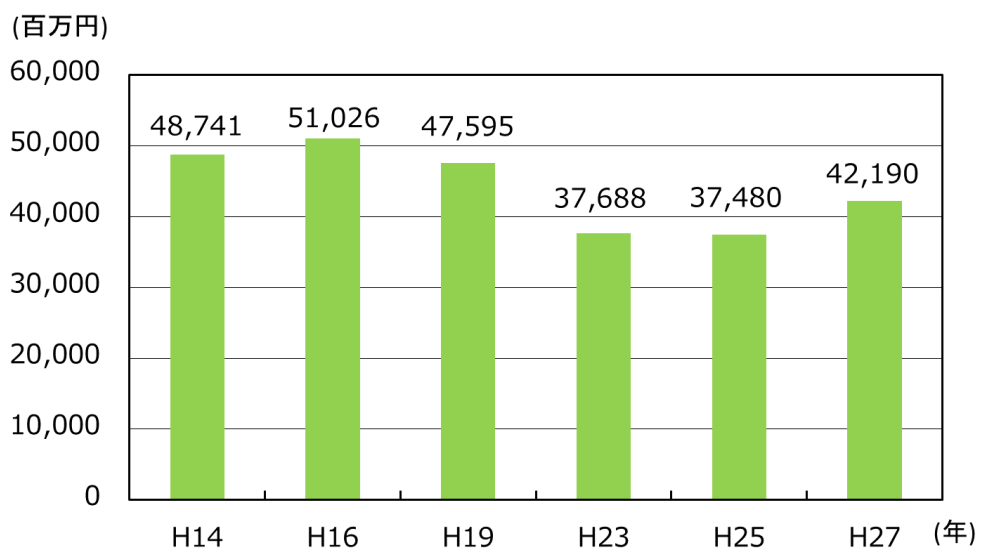
◇製造品出荷額等の推移



(8) 第三次産業

第三次産業は、公益事業、飲食業、教育産業などを含む産業の集合体であるため、全事業所を対象とした調査は行われておらず、ここでは小売業の年間商品販売額を示します。本市の小売業の年間商品販売額は、平成 16（2004）年をピークに減少傾向にありましたが、平成 27（2015）年は増加に転じており、販売額は約 422 億円となっています。

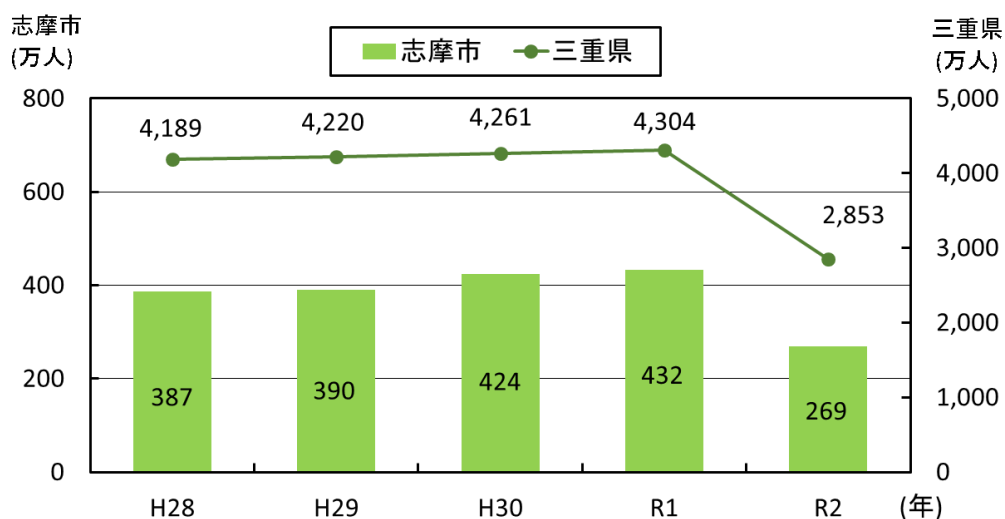
◇小売業の年間商品販売額の推移



(9) 観 光

伊勢志摩は三重県内最大の観光地です。本市においては、英虞湾を一望できる横山展望台やレジャー施設の志摩スペイン村、参観可能な灯台である安乗埼灯台・大王埼灯台、伊勢神宮の内宮別宮である伊雑宮など、海・山の自然や歴史的な資源を生かした数多くの観光資源があります。最近では、温暖な気候と豊かな自然を生かした様々なスポーツイベントや、志摩自然学校での自然体験なども人気があります。平成28（2016）年からの入込客数を見ると、三重県全体及び本市において増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少しています。

◇入込客数の推移



資料：「観光レクリエーション入込客数推計」



志摩自然学校シーカヤック体験

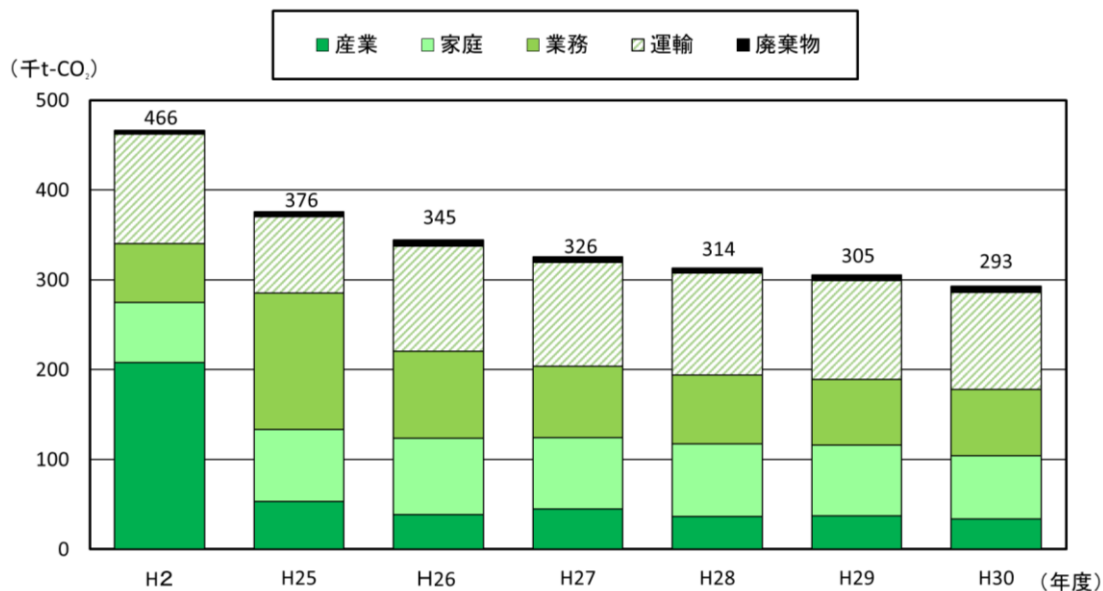
2) 地球環境

(1) 温室効果ガス排出量

本市における温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の排出量は、平成 26（2014）年度には平成 2（1990）年度に比べ、約 3 割に減少し、平成 26（2014）年度以降も減少し続け、平成 30（2018）年度には約 4 割の減少となっています。

部門別にみると、平成 2（1990）年度に比べ、産業部門では大きく減少していますが、家庭部門及び業務部門では平成 25（2013）年に増加に転じて以降、横ばい傾向にあります。また、運輸部門及び廃棄物部門ではほとんど増減が見られません。

◇本市における二酸化炭素（CO₂）の排出量の推移



◇本市における部門別の二酸化炭素（CO₂）の排出量の推移

単位：千 t-CO₂

部 門	H2 年度 (1990)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
産 業	208	53	38	45	37	37	34
家 庭	65	80	85	79	81	79	70
業 務	67	152	97	79	77	72	74
運 輸	122	85	118	116	113	111	108
廃棄物	4	6	7	6	6	6	7
合 計	466	376	345	326	314	305	293

資料：平成 2 年度は「環境省（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト）」、平成 25 年度は策定当時の推計値、平成 26 年以降は環境省（自治体排出量カルテ）による。

数値は四捨五入しているため、合計に一致しない場合がある。

(2) 市の事業による温室効果ガス排出量

本市では、市役所の事務及び事業を対象とする「志摩市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいて、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。この事務事業による温室効果ガス排出量は、令和2（2020）年度は5340.2t-CO₂で、計画の見直し前（平成25（2013）年度）8719.2t-CO₂と比べ38.8%削減しています。

(3) 公共施設における再生可能エネルギー導入状況

本市では、平成9（1997）年度から公共施設において再生可能エネルギー発電設備を導入しています。太陽光をはじめとする再生可能エネルギー発電設備は、市庁舎や学校など11施設に設置されており、設備容量の合計は約353kWとなっています。

◇公共施設における再生可能エネルギー導入状況（出力10kW以上）

施設名	設置年度	出力(kW)	発電方式
鵜方幼稚園	平成9年度	10.5	太陽光
磯部浄水場	平成14年度	150	太陽光
ひまわり保育所	平成15年度	10	太陽光
磯部生涯学習センター	平成16年度	10	太陽光
志摩市庁舎	平成20年度	10	太陽光
浜島小学校	平成21年度	20	太陽光
磯部浄水場	平成21年度	32	水力
志摩市学校給食センター	平成25年度	50	太陽光
大王幼保園	平成26年度	10	太陽光
鵜方保育所	平成27年度	10	太陽光
磯部幼保園	平成28年度	10	太陽光
東海小学校	平成30年度	30	太陽光

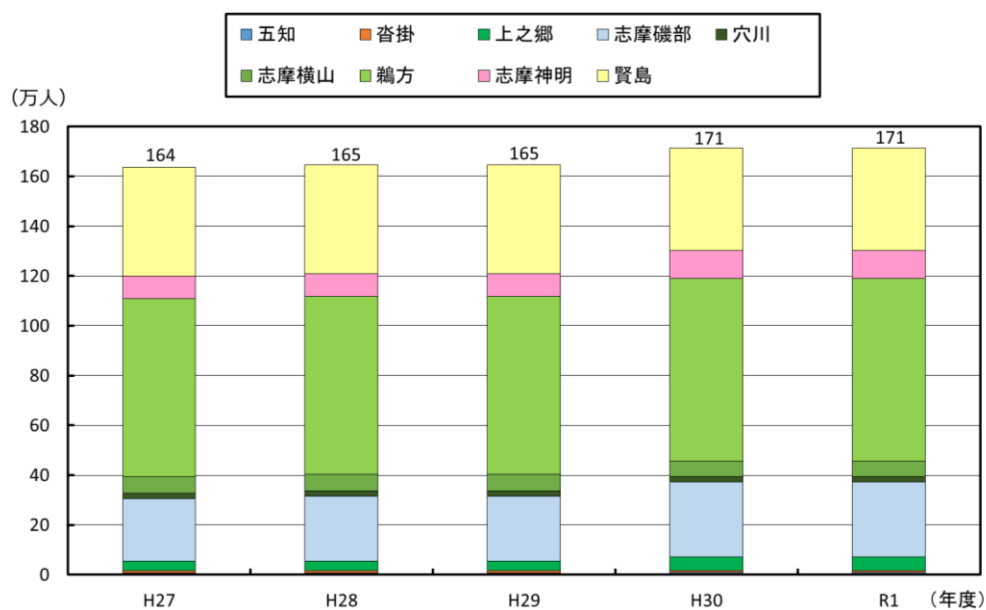
※令和2年度末現在

資料：「志摩市」

(4) 公共交通

市内の鉄道（近鉄志摩線）各駅における乗車人員数は、年々増加傾向にあり、平成30（2018）年以降は170万人台で推移しています。

◇近鉄志摩線各駅別旅客乗車人員の推移

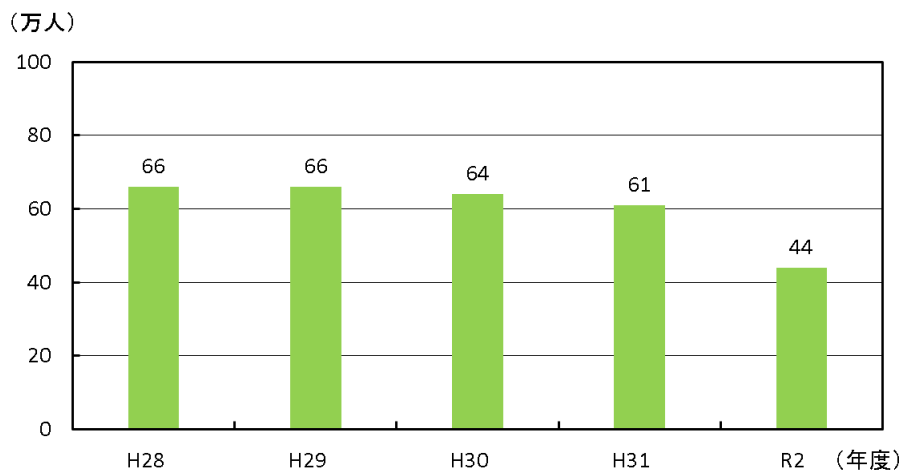


資料：「国土交通省国土数値情報 駅別乗降客数データ」

市内路線バスの年間乗車人員は、減少傾向で推移しており平成31（2019）年度は61万人でしたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約44万人に減少しています。

また、本市では、磯部地域において予約運行型バス「ハッスル号」を運行しています。

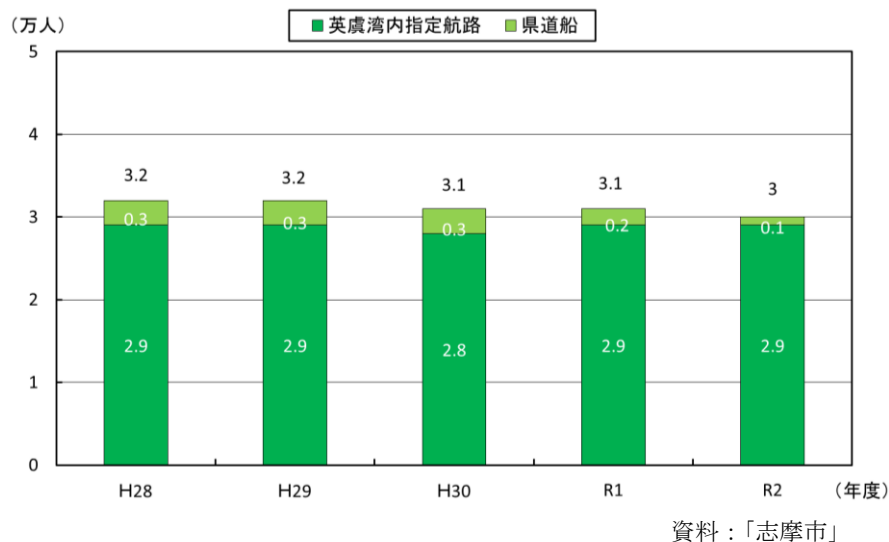
◇市内路線バス年間乗車人員の推移



資料：「志摩市」

本市の主要な航路である英虞湾内指定航路及び県道船の年間乗船人員は、約3万人で推移していましたが、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりやや減少が見られました。県道船については、接続する県道の市道移管に伴い、令和3（2021）年3月末で廃止され、4月からは、市運航船として運航を継続しています。また、乗船人員の減少により、令和3（2021）年9月末をもって英虞湾内指定航路の浜島航路が廃止されています。

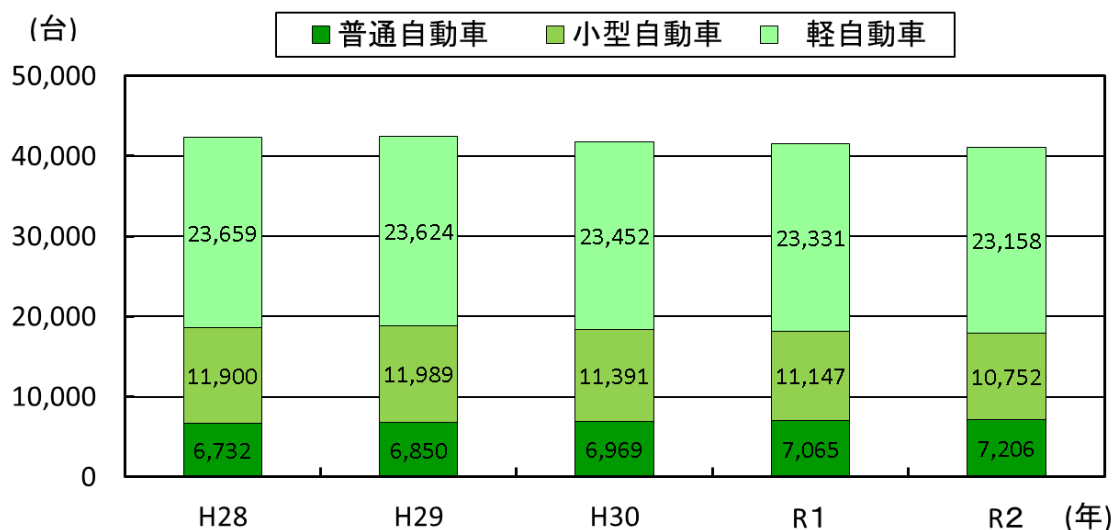
◇市内主要航路年間乗船人員の推移



(5) 自動車保有台数

本市における自動車保有台数は、約42,000台で推移しています。内訳をみると、小型自動車及び軽自動車は減少傾向であるのに対し、普通自動車は増加傾向にあります。

◇自動車保有台数の推移



※特殊車両・被けん引などは除きます。

資料：「三重県自動車数要覧」、「三重県軽自動車協会資料」

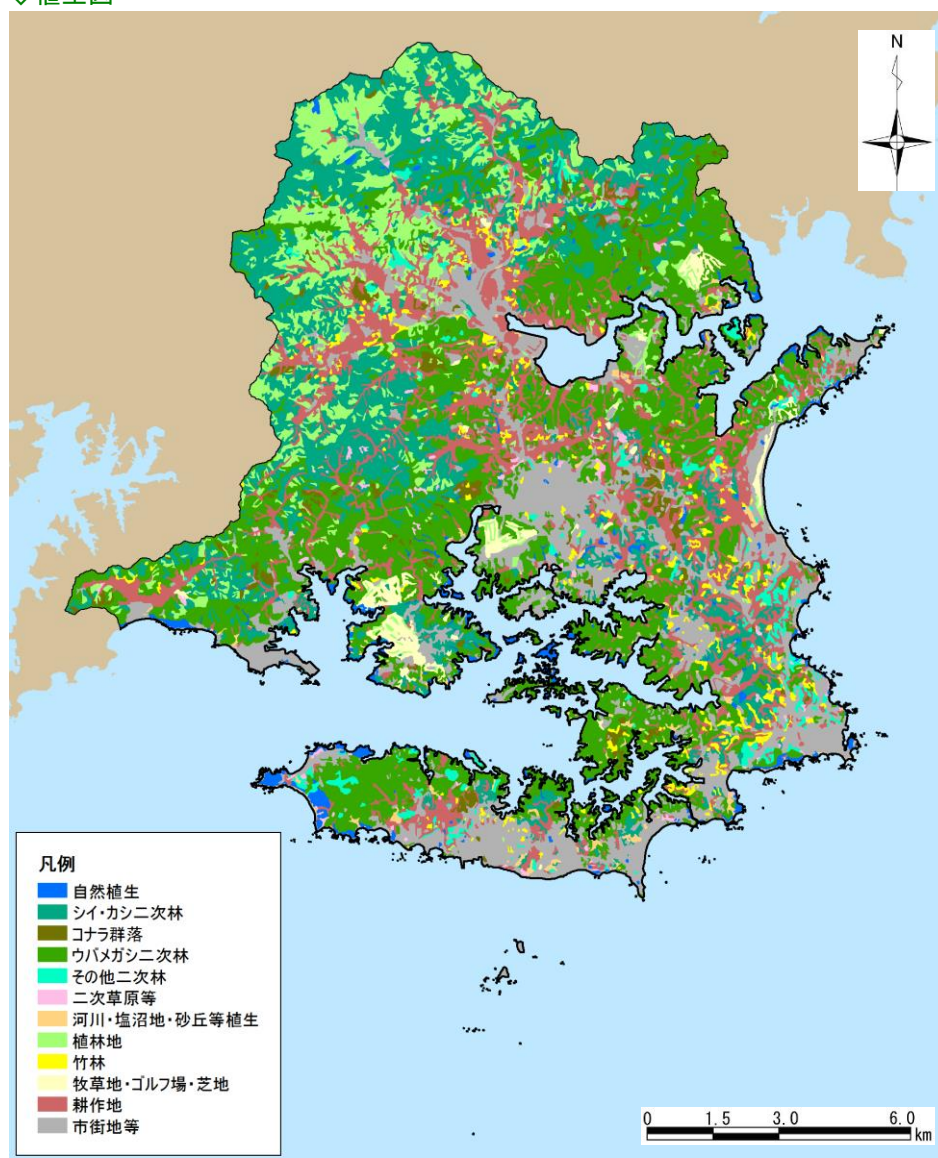
3) 自然環境

(1) 自然環境の概要

本市の植生は、沿岸部を中心にウバメガシ二次林が発達し、北西の山間部にはシイ・カシ二次林やスギ・ヒノキなどの植林地が広がっています。

本市では、特定植物群落*として3箇所（伊雑宮社叢、宇気比神社樹叢（浜島町）、和具大島暖地性砂防植物群落）が選定されています。また、天然記念物として県指定が2件（和具大島暖地性砂防植物群落、宇気比神社樹叢（浜島町））、市指定が7件（阿児町神明のトキワガキ群生、磯部町坂崎の隣江寺のイチョウ、隣江寺のクスノキ、磯部町恵利原の家建の茶屋跡のオオシマザクラ、磯部町迫間の玉泉庵のナギ、磯部町的矢の小的矢の日和山のタブノキ、的矢村神社のイスノキ）あります。

◇植生図



資料：「第7回自然環境保全基礎調査」

(2) 水辺環境

本市の海域は、共同漁業権が設定されている範囲について、英虞湾、的矢湾、太平洋（熊野灘）の3つに区分されます。本市の海域では、三重県水産研究所や漁業者などと連携した環境調査などを実施しています。特に英虞湾においては、「海の健康診断*」を活用した環境影響評価に関する調査研究の結果、湾が本来持っていた栄養を蓄えたり、湾外に出したりする機能が弱っているところに、多くの栄養が流入し、湾を不健康にしていると診断されています。また、太平洋沿岸域では、地球温暖化に伴う海水温の上昇による「磯焼け*」と呼ばれる藻場が凋落する現象が広がっており、地元の海女、海士及び漁業関係者と協力し、協議会等を立ち上げ食害生物の駆除に取り組んでいます。

◆英虞湾沿岸域

概要	英虞湾は、湾口がせまく、すり鉢状の地形をした閉鎖的な湾であり、細長く入り組んだ湾奥部では水の流れが滞りやすいため、海底付近の溶存酸素量が低下しやすくなっています。 さらに、生活排水*や産業排水の増加による赤潮プランクトンの沈降や、真珠養殖に伴う有機物の沈降などにより、底質の悪化が進んでいます。
主な河川	前川、西川、後沖川、奥の野川、迫子川、清水川、松山路川、南張川、湯夫川
自然地形など	賢島、間崎島、横山、登茂山、金比羅山、深谷水道など

◆的矢湾沿岸域

概要	的矢湾は、広い湾口部と湾奥部の伊雑ノ浦が細い水道状の中央部でつながった形状をなしており、潮汐による海水の攪拌が進むことから溶存酸素量の低下は英虞湾ほど顕著ではありませんが、湾奥部では有機物の堆積が著しく、アマモ場が失われています。
主な河川	日出川、前川、大谷川、池田川、地藏川、磯部川、野川、山田川、藤谷川
自然地形など	渡鹿野島、浅間山、青峰山、安乗崎、天の岩戸など

◆太平洋（熊野灘）沿岸域

概要	太平洋沿岸においては、海水温の上昇によると考えられる藻場の減少が報告されており、海洋資源の減少など深刻な問題となっています。
主な河川	東海川、湯夫川、南張川
自然地形など	登茂山、和具大島・小島、金比羅山、深谷水道、大王崎、安乗崎、御座白浜、国府白浜、あづり浜、阿児の松原など

(3) 動植物

三重県レッドデータブック 2015*によると、本市にはシロチドリ（鳥類）、アカウミガメ（爬虫類）、ゲンゴロウ（昆虫類）、シオマネキ（甲殻類）など 233 種の重要な動物とオニバス、アサザ、コアマモなど 111 種の重要な植物が生息・生育していると考えられています。また、希少野生動植物主要生息生育地が 4 箇所選定されています。

一方、ミシシippアカミミガメ、オオフサモ、ユッカラン、オオキンケイギクなどの外来種も生息・生育しており、生態系への被害を防ぐため、一部で駆除活動が行われています。

◇本市に生息すると考えられる重要な動物種数

カテゴリー区分		条 件	動物 合計	種 数							
				哺乳類	鳥類	両生類・ は虫類	魚類	昆虫類	クモ類	貝類	甲殻類
絶 滅		三重県内ではすでに絶滅したと考えられる種	3 (18)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
野生絶滅		三重県内で飼育・栽培下でのみ存続している種	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
絶滅Ⅰ 危険類	絶滅危険ⅠA類	三重県内でごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	23 (103)	0 (1)	6 (14)	0 (0)	0 (11)	16 (57)	0 (2)	1 (18)	0 (0)
	絶滅危険ⅠB類	三重県内でⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	40 (135)	0 (3)	4 (9)	0 (0)	2 (9)	19 (74)	0 (2)	14 (36)	1 (2)
絶滅危険Ⅱ類		三重県内で絶滅の危険が増大している種	53 (208)	0 (8)	3 (21)	3 (7)	3 (13)	16 (99)	0 (6)	26 (51)	2 (3)
準絶滅危険		三重県内では生息条件の変化によっては、「絶滅危険類」に移行する要素を持つ種	98 (244)	4 (5)	5 (18)	1 (3)	3 (5)	32 (107)	3 (11)	44 (85)	6 (10)
情報不足		三重県内では評価するだけの情報が不足している種	19 (162)	0 (3)	0 (7)	0 (1)	0 (2)	10 (83)	0 (6)	5 (49)	4 (11)
合 計			236 (870)	4 (23)	18 (69)	4 (11)	8 (41)	96 (434)	3 (27)	90 (239)	13 (26)

※1 「三重県レッドデータブック 2015」のメッシュ図等において、本市に分布すると記載されている種数を計数しました。

※2 () 内は「三重県レッドデータブック 2015」掲載種数を示します。

資料：「三重県レッドデータブック 2015」

◇本市に生育すると考えられる重要な植物種数

カテゴリー区分		条 件	種数
絶 滅		三重県内ではすでに絶滅したと考えられる種	4 (67)
野生絶滅		三重県内で飼育・栽培下でのみ存続している種	0 (2)
絶滅 I 危険類	絶滅危険 I A 類	三重県内でごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	11 (258)
	絶滅危険 I B 類	三重県内で I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	23 (389)
絶滅危険 II 類		三重県内で絶滅の危険が増大している種	45 (453)
準絶滅危険		三重県内では生息条件の変化によっては、「絶滅危険種」に移行する要素を持つ種	31 (380)
情報不足		三重県内では評価するだけの情報が不足している種	1 (193)
合 計			115 (1742)

※1 「三重県レッドデータブック 2015」のメッシュ図等において、本市に分布すると記載されている種数を計数しました。

※2 () 内は「三重県レッドデータブック 2015」掲載種数を示します。

資料：「三重県レッドデータブック 2015」

本市では、市民調査員及び三重県立水産高校とともに、NPO*法人日本国際湿地保全連合が提唱する干潟市民調査手法を用いて、英虞湾の干潟において、平成22（2010）年度より毎年春の大潮の干潮時に海岸生物調査を実施しています。

調査の結果、主に貝類（腹足綱・二枚貝綱など）や甲殻類（軟甲綱など）が多く確認されています。その中でも、シオヤガイ、オキシジミ、イボウミナ、ウミナ、ヘナタリ及びユビナガホンヤドカリといった海岸生物が多く生息していることが毎年確認されています。

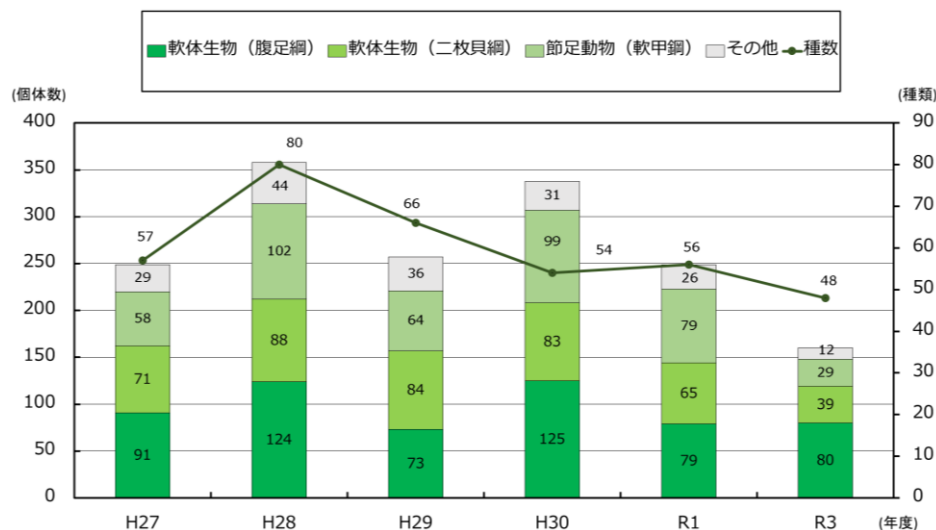
◇英虞湾における海岸生物調査結果概要（上位10種）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
シオヤガイ	ユビナガホンヤドカリ	スガイ	新型コロナウイルスの影響により調査中止	スガイ
ユビナガホンヤドカリ	スガイ	ユビナガホンヤドカリ		イボウミナ
イボウミナ	ウミナ	ウミナ		ウミナ
スガイ	シオヤガイ	シオヤガイ		マガキ
オキシジミ	ヘナタリ	オキシジミ		シオヤガイ
ウミナ	イボウミナ	イボウミナ		オキシジミ
アサリ	マガキ	コメツキガニ		ケフサイソガニ
ツバサゴカイ	オキシジミ	タカノケフサイソガニ		ヘナタリ
ケフサイソガニ	コメツキガニ	ヘナタリ		ヒモイカリナマコ
マガキ、コメツキガニ、チゴガニ	フトヘナタリ、マメコブシガニ、ヒモイカリナマコ	ヒモイカリナマコ		ユビナガホンヤドカリ

※個体数の多い順に並べて、10番目までに含まれる種を上位10種としました。

資料：「志摩市」

◇英虞湾における海岸生物調査結果概要（個体数及び種数）



※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、調査を実施していない。

※2 個体数及び種数は調査参加人数によって変動する。

資料：「志摩市」

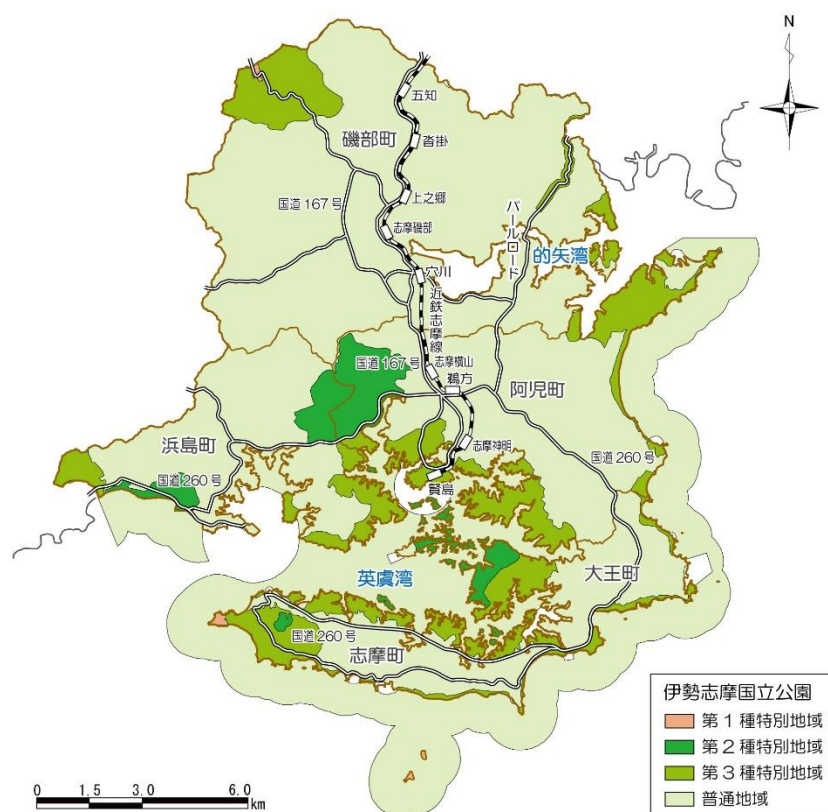
(4) 自然公園

本市は、陸域全域と陸域地先1km以内の海面（ただし、港湾区域（海域）及び漁港区域（海域）を除く）が伊勢志摩国立公園の指定を受けています。

伊勢志摩国立公園は、本市のほか、伊勢市、鳥羽市及び南伊勢町にまたがり、面積は陸域が55,544ha、海域が19,100haで、昭和21（1946）年11月20日に戦後初の国立公園として指定を受けています。特徴としてはリアス海岸を形成する日本有数の海の国立公園です。気候が温暖で、温暖性の常緑広葉樹や南国に咲く海浜植物などが多くみられます。こうした自然景観に加え、英虞湾を彩る真珠貝の養殖筏やアオサの養殖網、的矢湾を代表する牡蠣の養殖、太平洋沿岸でみられるアワビやサザエなどの漁にいそしむ海女や刺し網からイセエビを外す漁師の姿など、人と自然の関わりも伊勢志摩国立公園の大きな特色となっています。

また、本市には情報発信をはじめ、自然観察会の開催など伊勢志摩国立公園の魅力を伝える施設として横山ビジターセンターがあり、パークボランティアが自然と人との橋渡しを行っています。

◇伊勢志摩国立公園区域図



- ・第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
- ・第2種特別地域：特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域
- ・第3種特別地域：特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
- ・普通地域：特別地域・海域公園地区以外の地域

(5) 公 園

市内の都市公園は、総合公園（阿児ふるさと公園）、運動公園（浜島ふるさと公園）、地区公園（磯部ふれあい公園）及び街区公園（11箇所）の合計14箇所があります。

また、特殊公園として都市計画決定された墓園（浜島墓園）が1箇所あります。

面積は、阿児ふるさと公園が10.4ha、次いで磯部ふれあい公園の5.0haであり、都市公園の14箇所の合計面積は20.8haが整備されており、浜島墓園の3.3haを含めると24.1haとなります。

令和元(2019)年度の本市全体に対する市民一人当たりの都市公園等面積は4.9m²/人であり、県平均の10.6m²/人や全国平均の10.7m²/人を下回っている状況にあります。

都市公園の機能に準ずる公園（条例で位置づけられている公園）として、ともやま公園など31箇所、面積は161.7haが整備されています。

また、開発行為により整備され、帰属を受けた公園・緑地として14箇所、面積0.65haについても市が管理を行っており、今後も開発行為等で整備され協議が整ったものについては、公共施設として帰属を受けていきます。

なお、都市公園以外の市が管理する公園を都市公園に含め、市民一人当たりの面積を算出すると、38.8 m²/人となり、県、全国平均を大きく上回っています。

本市の緑は、主要な産業である農林水産業及び観光業と密接に結びついています。



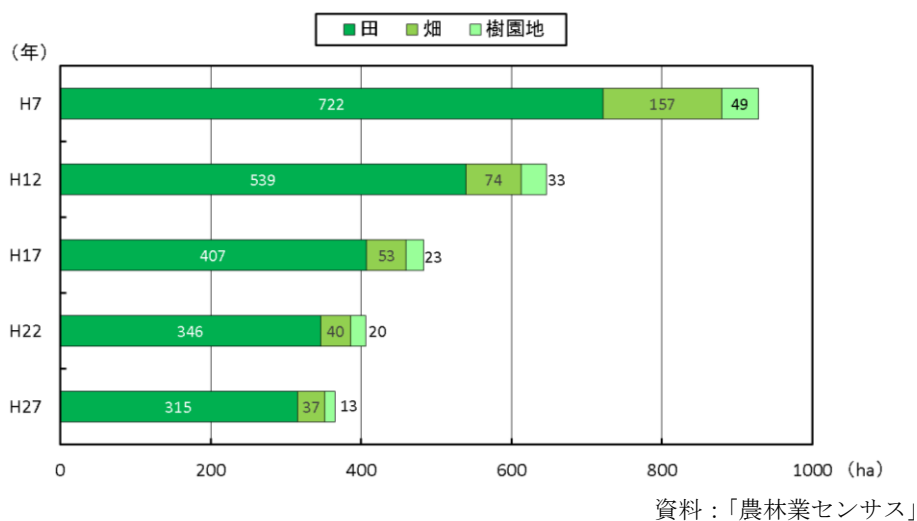
ともやま公園

(6) 農 地

本市の経営耕地面積*は減少傾向にあり、平成 27（2015）年の経営耕地面積は約 400ha と 20 年前の平成 7（1995）年から約 60%減少しています。特に畑の減少率が高くなっています。

山間部では、有害鳥獣による農作物被害が深刻化しているため、猟友会の協力のもと、有害鳥獣駆除に取り組むとともに、獣害対策資材の購入補助や地域が主体となった獣害対策に対する支援を行っています。

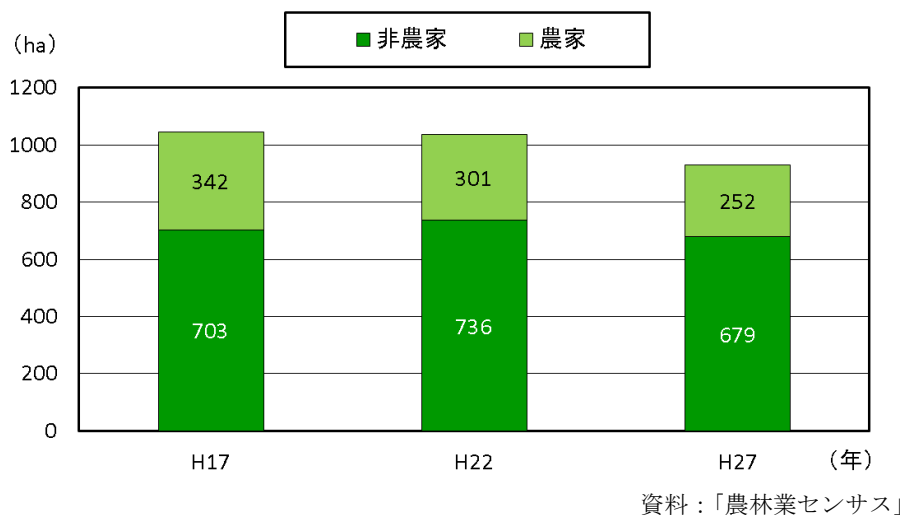
◇経営耕地面積の推移



(7) 耕作放棄地

本市の耕作放棄地は、非農家の占める割合が多くなっています。非農地の占める割合が増加しているとともに農家数が減少しているため、経営耕地面積が減少しており、あわせて非農地化が進んでいます。

◇耕作放棄地面積の推移



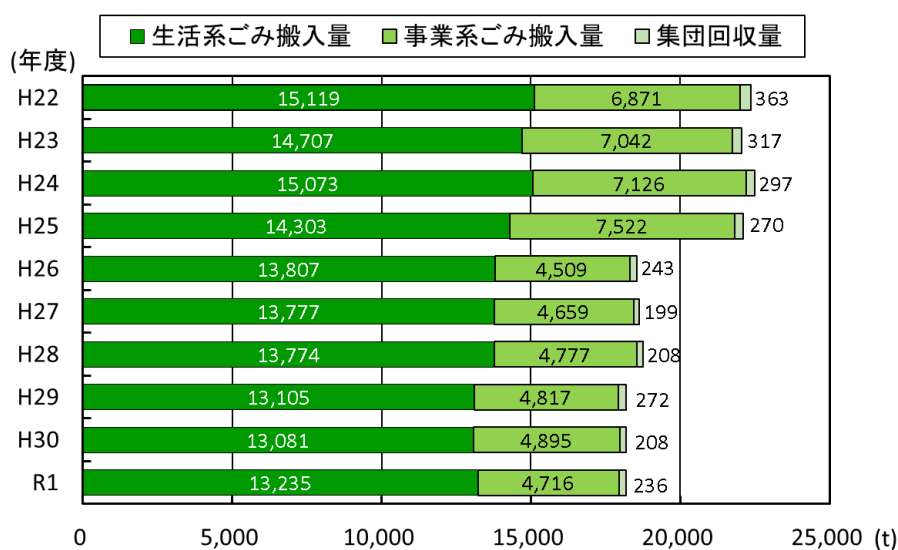
4) 都市環境

(1) ごみ

平成 26 (2014) 年 4 月に鳥羽志勢広域連合のごみ焼却施設 (やまだエコセンター) が稼働し、市内全域における分別区分を統一しました。現在は、3 種分別 (可燃ごみ、不燃ごみ (2 種類)、資源 (8 種類)) となっています。

人口の減少に伴いごみ総排出量は減少傾向にあります。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、増加傾向にあり、県平均より多い状況にあります。

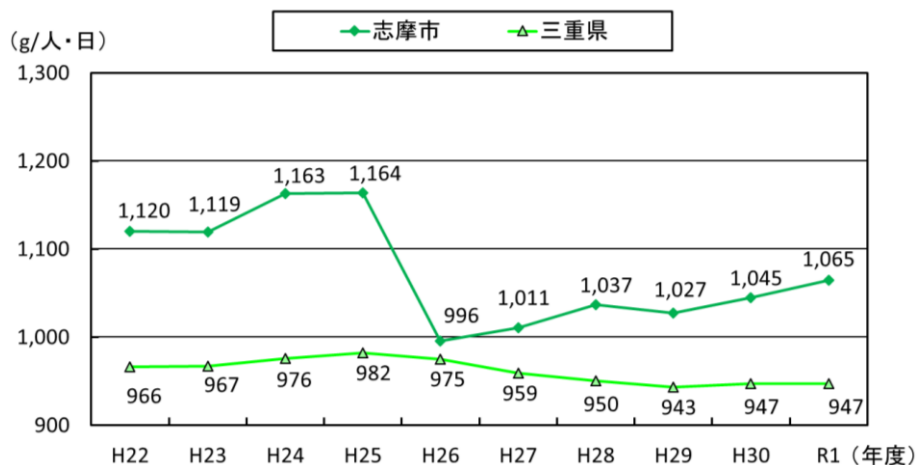
◇ごみ総排出量の推移



※ごみ総排出量＝生活系ごみ搬入量＋事業系ごみ搬入量＋集団回収量

資料：「一般廃棄物処理実態調査」、「志摩市」

◇1人1日当たりのごみ排出量の推移



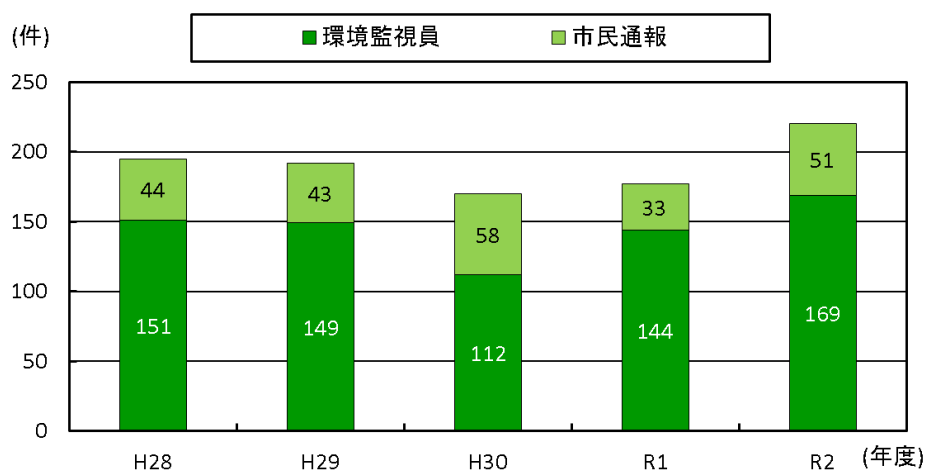
※1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量/総人口

資料：「一般廃棄物処理実態調査」、「志摩市」

(2) 不法投棄

本市には、市民から不法投棄に関する情報が寄せられています。報告件数は平成 30（2018）年度までは減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度から増加傾向に転じています。

◇不法投棄報告件数の推移

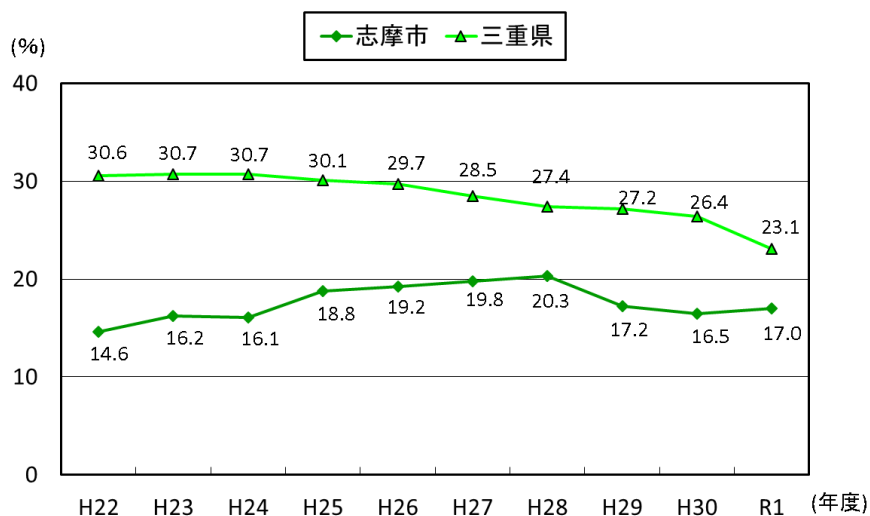


資料：「志摩市」

(3) リサイクル

本市のリサイクル率は平成 28（2016）年度までは増加傾向にありましたが、近年は約 17%と下降傾向にあります。また、県平均も年々、下降傾向にありますが、依然として県平均を下回っている状況にあります。

◇リサイクル率の推移



※リサイクル率=（〔資源化量合計+集団回収量〕/〔ごみ処理量+集団回収量〕）

資料：「一般廃棄物処理実態調査」

(4) 集団資源回収

本市では、自治会や子ども会、ボランティア団体など、住民主体の各種団体による再生資源物の集団回収を促進しており、回収重量に応じた奨励金を交付しています。

(5) 生ごみ処理機購入助成制度

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入に係る費用の助成を行っています。平成16（2004）年度から令和2（2020）年度までの累計助成基数は613基となっています。

(6) 歴史・文化

本市には、「伊雑宮」、「波切のわらじ曳き」、「宇気比神社」、「石仏（潮仏）」など、歴史と文化に溢れる多くの観光資源があります。また、「銅造如来坐像」、「安乗の人形芝居」、「磯部の御神田」及び「鳥羽・志摩の海女漁の技術」は、国指定の文化財となっています。

本市では、市内に受け継がれている伝統文化（行事）の保存、継承並びに後継者育成を図るための事業を実施しており、志摩市歴史民俗資料館には、本市の生活の知恵や、郷土の祭りに関わる資料などの文化財が収集・保存・展示されています。

(7) 景 観

本市は、ほぼ全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けており、市内には山地や山麓部農地や集落、入り組んだ地形により囲まれた養殖筏の浮かぶ的矢湾や英虞湾を取り囲むリアス海岸や、大王崎や安乗崎の岬、熊野灘沿岸の地形など、美しく多様な景観が地域ごとにあり、古くから地域の自然環境や生活文化の中で育まれた景観要素を有しています。横山展望台やともやま展望台からの眺望は絶景であり、英虞湾は「21世紀に残したい日本の風景」（NHK）において6位に選ばれました。また、国道260号は、「日本風景街道」や「日本の道100選」などに登録、選定され、「夢海道・黒潮シーサイドウェイ」という愛称で親しまれています。

日本の原風景ともいえる本市の美しい自然や景観は、平成28（2016）年5月に賢島で開催された主要国首脳会議（G7伊勢志摩サミット）の選定理由のひとつに挙げられています。

5) 生活環境

(1) 大 気

本市では、三重県環境総合監視システム（鶴方測定局）により、大気汚染の測定が行われています。

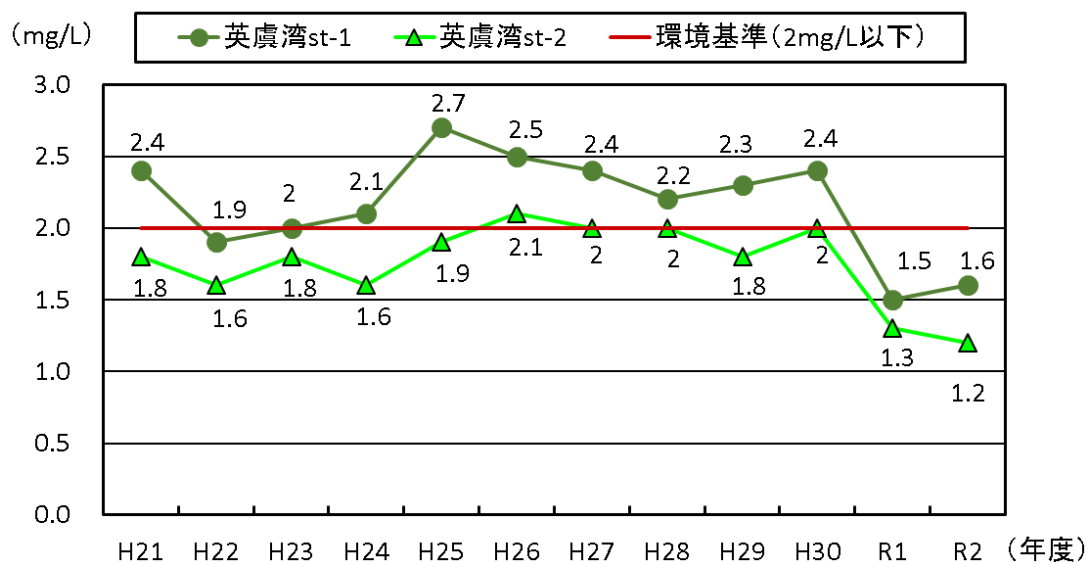
平成30（2018）年度から、これまで測定されていた二酸化硫黄及び二酸化窒素の測定は廃止されています。なお、令和2（2020）年度の測定結果では、浮遊粒子状物質*及び微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準*を達成しているものの、依然として光化学オキシダント*は達成していません。

(2) 水 質

本市では、英虞湾、的矢湾及び河川などの定点において、水質調査が行われています。そのうち、英虞湾の2地点における海域の水質汚濁の指標となるCOD*（化学的酸素要求量）については、令和元（2019）年度より英虞湾 ST-1 及び ST-2 で環境基準を達成しています。

逢坂山の中腹にある洞窟から湧出する恵利原の水穴（天の岩戸）は、志摩用水の源流であり、環境省の「名水百選」に選ばれています。

◇英虞湾における COD の推移

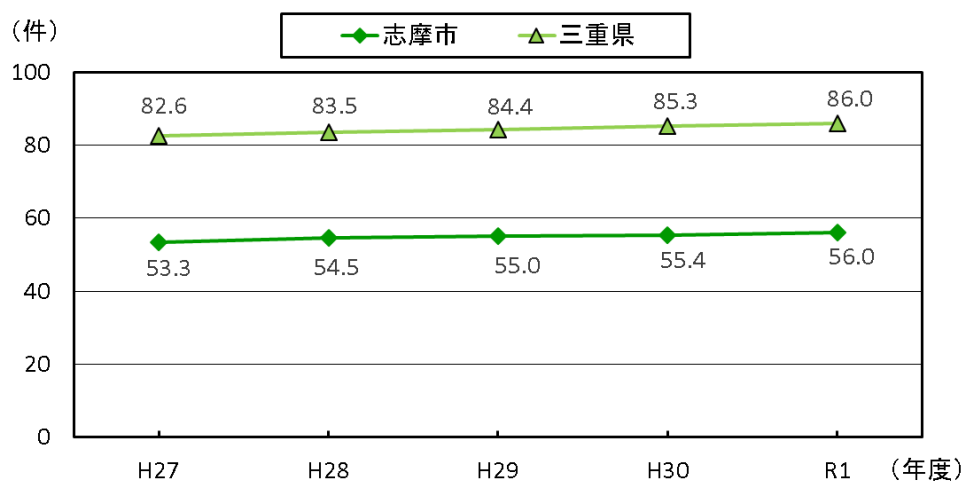


資料：「公共用水域及び地下水の調査結果」

(3) 生活排水

本市の生活排水処理施設は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び個人処理施設（浄化槽）から構成されています。生活排水処理施設の整備率は緩やかに上昇し、令和元（2019）年度には56.0%となっていますが、三重県全体の整備率と比較すると低い状況にあります。

◇生活排水処理施設整備率の推移



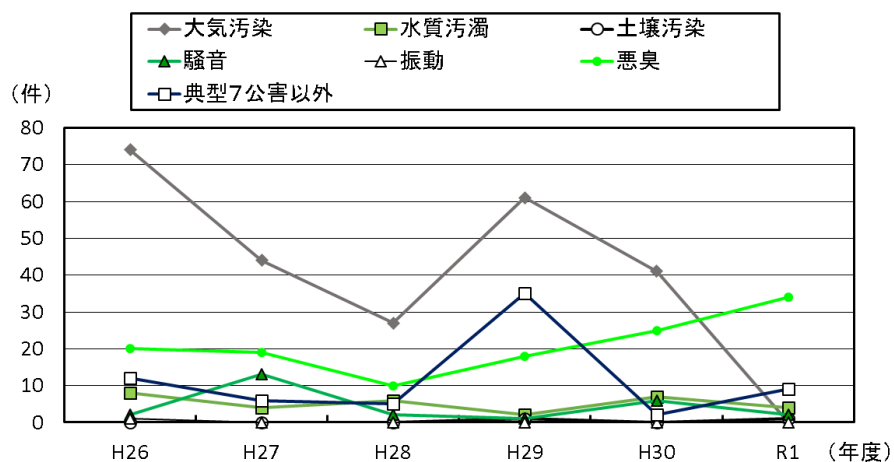
※生活排水処理施設整備率=供用人口／行政区域人口×100

資料：「三重県統計書」

(4) 苦情件数

本市における苦情件数は、大気汚染が減少傾向にあり、増加傾向にあった悪臭に対する苦情が、令和元（2019）年度には34件と最も多い状況です。大気汚染及び悪臭には「野外焼却」も含まれています。

◇苦情件数の推移



6) 参加・協働

(1) 環境学習・教育

本市では、志摩の美しい自然を守るために、「自然環境の保全と利用」をテーマとして、志摩の自然に学ぶ教育を推進しています。また、三重県環境学習センターや三重県環境生活部による環境保全の大切さを伝える出前授業の実施や SDGs の理念を踏まえた環境学習を実施しています。

こういった環境教育を通じて、さまざまな環境問題に対して、「自分ごと」「自分たち」レベルで何ができるのかを考え、主体的に実践する「姿勢」や「意識醸成」の育成に努めています。

このほか、干潟の生き物調査や環境省と共同で行っている干潟の観察会等では、市民が参加できる学習機会の創出及び環境学習を担う人材の育成に取り組んでおり、志摩自然学校では、SDGs に関連する取組を盛り込んだツアーの開発を推進し、利用者を対象に体験活動を通した海洋環境学習の機会を創出しています。

(2) 環境保全活動

令和2（2020）年度には、市内のすべての小中学校が、毎年6月の「学校環境デー」を中心に、自然観察、栽培活動、地域清掃などを行いました。また、通学路や海岸など、地域全体の清掃活動を行い、ごみの分別にも取り組んでいます。

志摩市美化パートナー事業には29団体が登録（令和2（2020）年度）しており、公共施設や周辺の除草・清掃・花壇づくりなどの活動を行っています。

志摩の豊かな自然景観を適切に維持・管理、保全していくことの重要性を認識できるよう意識啓発に取り組んでおり、その取組の一環として、市民団体や民間企業と共同して海岸漂着物を回収するクリーンアップ活動に取り組んでいます。

(3) 情報発信

環境関連の情報発信として、広報誌をはじめ、ホームページやケーブルテレビ、行政チャンネル、SNS、各種イベントなどを通して普及・啓発を行っています。

2 今後の課題

平成 28（2016）年 3 月の計画の策定から 5 年が経過し、変化した社会情勢や自然環境等を踏まえて、地域における今後の課題を以下のとおり整理しました。

1) 地球環境

- 市内の温室効果ガス排出量を定期的に把握するとともに、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組・施策を検討する必要があります。
- 市民一人ひとりが地球環境問題との関わりを理解し、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE*（賢い選択）」の普及を図る必要があります。
- 再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地域間連携の推進や地域新電力などの地産エネルギー利用拡大に向けて取組を推進する必要があります。
- 新設する公共施設において ZEB*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化への取組を進めるとともに、既存の公共施設においても、照明設備の LED 化や再エネの導入等を推進していく必要があります。
- 住宅の新築時は将来的に ZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）が基準となるよう普及・啓発を図り、既存住宅においては、エネルギー消費機器の効率化やリフォーム等での効率建材の導入など、省エネルギー対策の啓発を図る必要があります。
- 公共交通機関の利用促進、電気自動車等の低公害車の普及など、環境負荷*の少ない交通施策を推進する必要があります。

2) 自然環境

- 身近な自然環境の保全や外来種対策などを通して生物多様性*の保全を図るとともに、自然と共生できる環境を整備する必要があります。
- 英虞湾に代表される閉鎖性海域*では、栄養の円滑な循環を促進して海底に有機物が堆積することを抑制し、貧酸素化や透明度の低下を改善して生物の生息環境を保全する必要があります。
- 伊勢志摩国立公園に位置する本市の特徴を活かし、観光資源を保全・活用する必要があります。
- 新しい生活様式*を踏まえた自然体験アクティビティ等を検討・推進する必要があります。
- 森・里・川・海を一体的に捉え、環境の保全を推進するとともに、地産地消の促進や農林水産業の活性化を図る必要があります。
- 耕作放棄地などを含めた農地や公園、干潟や藻場など、陸域・海域のそれぞれにおいて生物の生息空間となる環境を創出・保全する必要があります。

3) 都市環境

- ごみの分別や適正な処理を実施し、減量化対策をさらに徹底する必要があります。
- 「ごみゼロ社会」の実現に向けて、廃棄物の4R*を推進し、ごみを出さない生活スタイルや事業活動への転換、ごみ減量化のための啓発活動を推進する必要があります。
- 海洋プラスチックごみ問題に対しては、「脱プラスチック・プラごみゼロ」を掲げ、啓発等の取組を推進する必要があります。
- 家電製品などの不法投棄やポイ捨てに適切に対応していく必要があります。
- 空家対策、まち並みの景観保全などを推進する必要があります。
- 自治会や市民等と協力しながら集積所の美化活動や使用のルール等について啓発を図る必要があります。

4) 生活環境

- 環境基準が達成されていない項目については、環境基準の達成に向けた取組が必要です。
- 生活排水処理施設の整備については、し尿以外の生活雑排水の処理推進のため、下水道等への接続率を向上させるとともに、下水道等整備区域以外においては、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 野外焼却やごみのポイ捨て、漂着ごみなどに関する問題への対策を進めていく必要があります。

5) 参加・協働

- 子どもから大人まで、あらゆる世代に対してSDGsの理念を踏まえた環境学習を推進する必要があります。
- 市民一人ひとりが主体的に環境保全活動に参加するなど、具体的な行動に結びつけていく必要があります。
- 本市の経済を支える豊かな自然を保全し、次世代に残す必要があります。
- 地域の環境活動をけん引する環境リーダーを育成するとともに、NPOや環境活動に取り組む団体を支援する必要があります。
- 市民、事業者及び行政が一体となって環境課題の解決に取り組む必要があります。

第3章 計画の目標

1 望ましい環境像

本市は、多くの緑と豊かな海に囲まれ、健全な自然環境のもと、農林水産業と観光業を基幹産業として発展してきました。しかし、急激な人口減少・少子高齢化の進行に加え、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、本市の産業に様々な影響が生じています。

このような現況を踏まえ、今後も本市の豊かな自然環境や快適な生活環境を未来へ引き継いでいくためには、感染症克服と産業の活性化を両立させるとともに、一人ひとりの身近な環境問題への取組にとどまらず、外来種による生態系の攪乱や世界規模の問題となっている地球温暖化に対しても、適切に対応していく必要があります。

本計画では、自然の恵みを頂いて生活や経済活動が行われていることへの感謝の気持ちを忘れずに、ともにいつまでも歩み続ける持続可能なまちを実現するため、本市の望ましい環境像を次のように設定しています。

**自然の恵みに感謝し、
ともに歩みつづけるまち 志摩**



2 環境目標

第2章で抽出した各環境の範囲における今後の課題を整理し、「望ましい環境像」を実現するために、次の5つを「環境目標」として設定します。

1 地球規模で考え、脱炭素社会*の実現をめざすまち

地球環境の保全は、本市における取組だけでは解決できない課題ではありますが、市民一人ひとりの行動の積み重ねが地球環境につながっていることを認識し、日常生活や事業活動を見直し、持続可能な脱炭素社会への転換を図ります。

この目標を達成するために、次の2つの施策の方向を設定します。

- 1) 温室効果ガス排出抑制の推進
- 2) 再生可能エネルギー導入の推進

2 豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち

本市は、ほぼ全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けています。その豊かな自然を保全し、生物多様性の保全、生態系の適切な維持、自然とのふれあいの場の確保などを通じて、人と自然が共生するまちを目指します。

この目標を達成するために、次の3つの施策の方向を設定します。

- 1) 自然環境の保全・管理
- 2) 自然とのふれあいの推進
- 3) 公益的機能*の保全

3 環境への負荷を減らし、安心して快適な暮らしを実現するまち

資源や水の循環を健全な状態に保ち、環境への負荷を可能な限り低減し、安全・安心して快適な暮らしのできるまちを目指します。

この目標を達成するために、次の3つの施策の方向を設定します。

- 1) ^{フォーアール}4 R の推進
- 2) 廃棄物の適正処理の推進
- 3) 快適な住環境の確保

4 歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち

地域の歴史的・文化的環境資源を保全・継承するとともに、まちなみや景観にも配慮し、本市の魅力を向上して豊かな自然の恵みが享受できるまちを目指します。

この目標を達成するために、次の3つの施策の方向を設定します。

- 1) 歴史的・文化的資源の保全
- 2) 景観保全の推進
- 3) 環境資源活用の推進

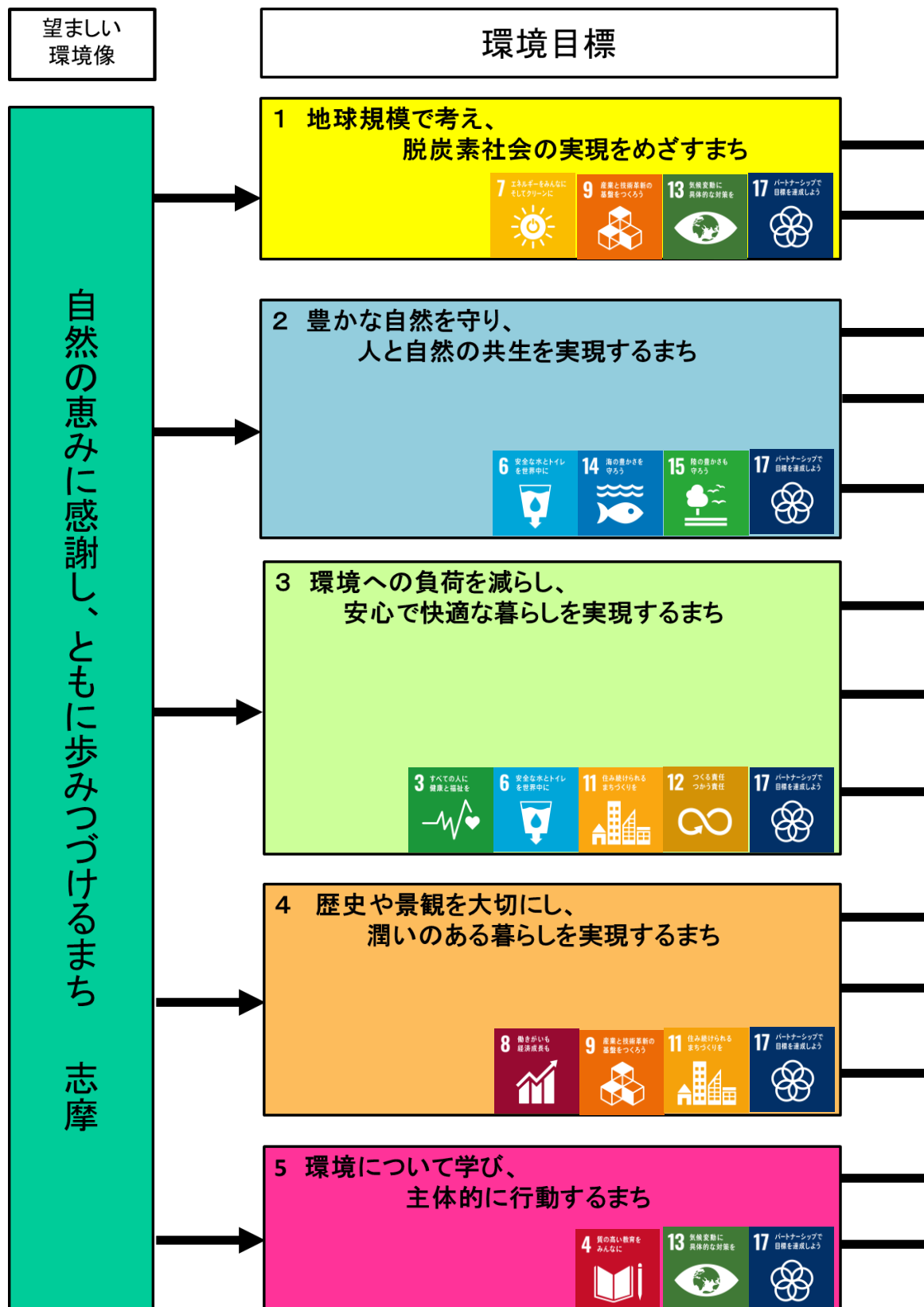
5 環境について学び、主体的に行動するまち

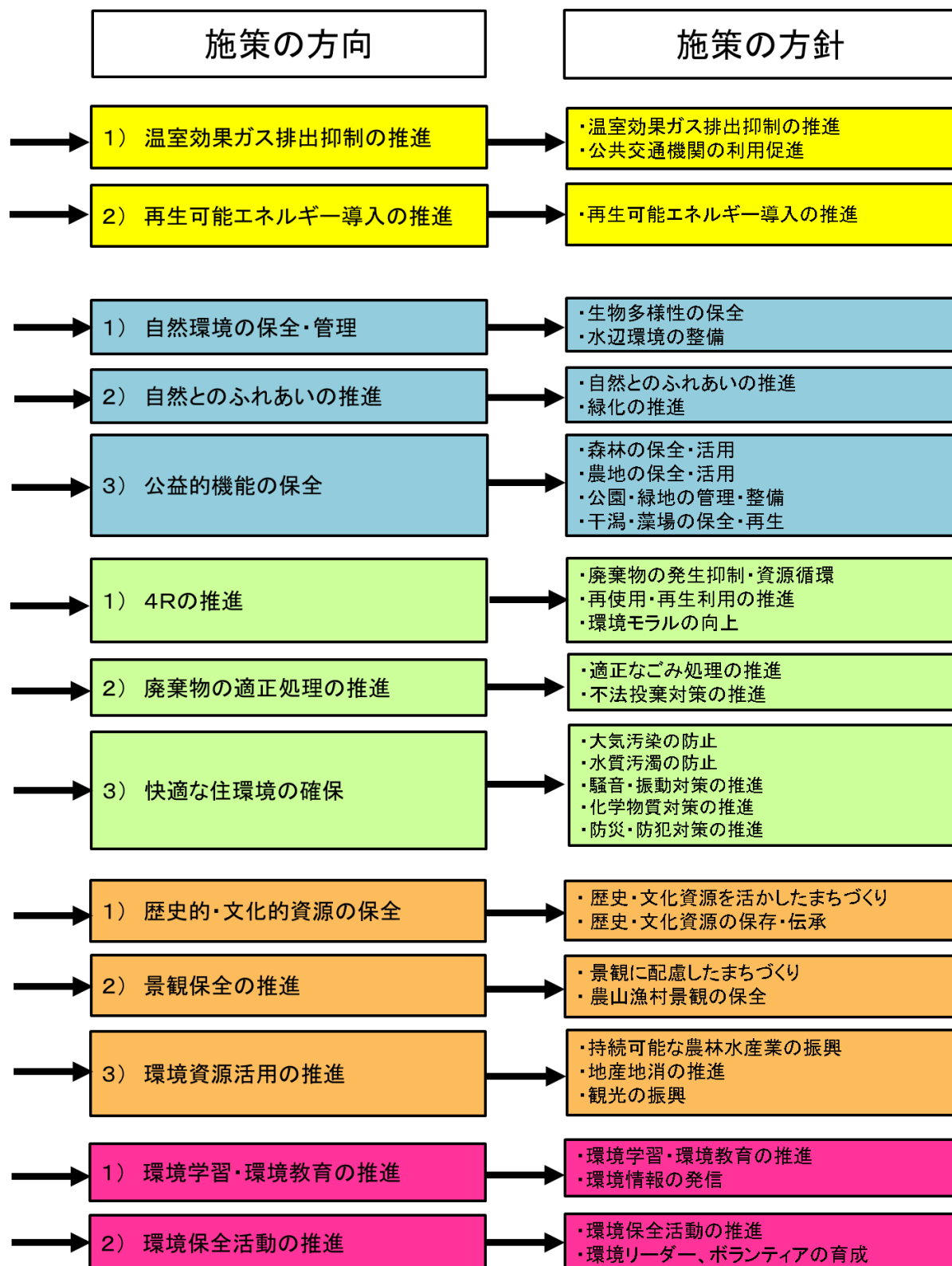
上記の長期的な目標（1～4）を実現するために、市民一人ひとりが環境について学び、環境との関わりについて理解した上で主体的に行動できるまちを目指します。

この目標を達成するために、次の2つの施策の方向を設定します。

- 1) 環境学習・環境教育の推進
- 2) 環境保全活動の推進

3 施策の体系





4 温室効果ガスの削減目標

1) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の7種類を定めています。これらのうちで、CO₂換算の排出量の構成比では、二酸化炭素が約92%（平成30（2018）年度）とほとんどを占めます。

本計画では、市民の生活や経済活動で電気や燃料の消費に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素と廃棄物（一般廃棄物*）に含まれる廃プラスチック等の燃焼による二酸化炭素を対象とします。

- ・ 産業部門（農林水産業、鉱工業・建設業、製造業）
- ・ 民生部門（家庭、業務）
- ・ 運輸部門（自動車燃料の消費）
- ・ 廃棄物部門（一般廃棄物の燃焼）

2) 二酸化炭素排出量の将来推計

計画最終年度における二酸化炭素排出量の将来推計は、成り行きケース（BAU）※を想定して算定しました。排出量 BAU は、基準年に比べやや減少します。（資料 7 2 将来推計 参照）

◇基準年度と計画最終年度の成り行きケース（BAU）の二酸化炭素排出量の比較

単位：千 t-CO₂

部 門	H25 年度 (2013) 基準年度	令和7年度 (2025) 計画最終年度	基準年度との比較	
	排出量 ①	排出量 BAU ②	増減 ② - ①	増減率
産 業	53.3	53.3	0.0	0.0%
家 庭	79.6	72.0	-7.6	-9.5%
業 務	152.4	152.4	0.0	0.0%
運 輸	85.3	85.3	0.0	0.0%
廃棄物	5.7	4.7	-1.1	-18.4%
合 計	376.3	367.6	-8.6	-2.3%

※成り行きケース（BAU）

製造品出荷額や人口・世帯数などの活動量の変化は見込みますが、新たな削減対策は行わない場合のこと。

※平成25年度の数値については、本計画策定時の推計値を使用している。

3) 二酸化炭素排出量の削減目標

(1) 国の温室効果ガス排出量の削減目標

国は令和3(2021)年4月に、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%の削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しており、本市においても世界的な脱炭素化の潮流から取り残されないよう、脱炭素施策の推進を加速させる必要があります。

◇国の削減目標

わが国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。この46%の削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるもので、決して容易なものではありません。しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次なる成長戦略にふさわしいトップレベルの野心的な目標を掲げることで、わが国が世界の脱炭素化のリーダーシップをとっていきたいと考えています。今後、目標の達成に向けた施策を具体化すべく、検討を加速します。

資料：「気候サミット (Leaders Summit on Climate) における菅首相スピーチより抜粋」
(令和3年4月22日)

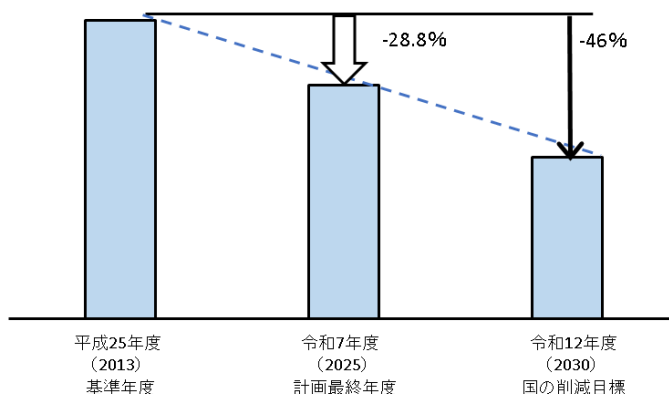
(2) 本市での二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標は、国、県の施策による本市での削減量に、市民、事業者及び市による本市独自の取組での削減量を合わせたものとします。

本市における令和7(2025)年度の二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度を基準として**28.8%削減**し、**267.7千t-CO₂**を目指します。

温室効果ガス排出量の目標の設定方法は、資料8に示します。

◇計画最終年度の削減目標と国の削減目標との関係



1 地球規模で考え、脱炭素社会を実現するまち

1) 温室効果ガス排出抑制の推進

(1) 現状と課題

平成 30（2018）年に公表された IPCC「1. 5 度特別報告書」では、気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1. 5 度に抑えるためには 2050 年頃に CO₂ の実質排出量をゼロにすることが必要とされており、この目標達成に向け、政府から自治体に対し、2050 年 CO₂ 排出量実質ゼロへの参画が促され、令和 2（2020）年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において 2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。本市においては、2050 年までに志摩市からの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意を「ゼロカーボンシティしま」として令和 2（2020）年 2 月に表明しています。また、令和 3（2021）年 6 月には国立公園において、先行して脱炭素化に取り組むエリアである「ゼロカーボン・パーク」に登録されており、国立公園の脱炭素化や脱プラスチックも含めたサステナブルな観光地づくりの実現を目指しています。

地球温暖化に伴う気候変動は、地上気温上昇のみならず海水温の上昇や海洋の酸性化にも影響を及ぼすと考えられており、本市を取り巻く海洋環境やその豊かな海の恵みを守るためにも、市民、事業者及び市が一体となって温室効果ガスの削減に向けた取組を推進していく必要があります。

「ゼロカーボン・パーク」のイメージ



出典：内閣官房 HP 地域脱炭素ロードマップ（概要）より

(2) 施策の方針

◆温室効果ガス排出抑制の推進

個別施策	対応策
温室効果ガス排出抑制の推進	2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組・施策を検討します。
	公共施設における電気、燃料、紙などの使用量の抑制に努めます。
	国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、訪れる人たちに脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験してもらえよう「ゼロカーボン・パーク」の取組を推進します。
	公用車においては車両の小型化を進めるほか、電気自動車等の低公害車両の導入を推進します。
	公用車のエコドライブ*を推進し、徒歩や自転車、バス、電車など環境に配慮した交通手段の利用を促進します。
	地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の普及を図ります。
高効率エネルギー機器等の導入促進	エネルギー消費機器の効率化やリフォーム等での高性能建材の導入など、エネルギー対策の啓発に努めます。

◆公共交通機関の利用促進

個別施策	対応策
公共交通機関の利用促進	バス路線・定期船航路の維持確保に努め、公共交通機関の利用促進を図ります。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2 年度)	目 標
市内における温室効果ガス（二酸化炭素） 排出量 【基準年度 平成 25 年度】	293.0 千 t-CO ₂ (△21.2%)	267.7 千 t-CO ₂ (△28.8%)
公共施設における温室効果ガス（二酸化炭素ほか2ガス） 排出量 【基準年度 平成 25 年度】	5340.2 t-CO ₂ (△38.7%)	3807.9t-CO ₂ (△56.3%)
公共交通機関（バス）乗車人員数	44 万人/年	44 万人/年

※1 現況及び目標の欄の（ ）内は、基準年度からの削減率を示します。

2) 再生可能エネルギー導入の推進

(1) 現状と課題

「太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱」などの再生可能エネルギー（以下、再エネ）は、化石燃料のように資源が枯渇することがなく、繰り返し利用可能で、発電時には地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しないクリーンなエネルギーです。また、再エネ等の地域資源の最大限の活用による地域脱炭素の取組は経済を循環させ、地域課題を同時に解決し、地方創生に貢献するとされています。

本市においても地域脱炭素の取組として、新設する公共施設において ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化への取組を進めるとともに、既存の公共施設においても、照明設備の LED 化や再エネの導入等を推進していく必要があります。一般家庭に向けては、住宅の新築時に住宅用太陽光発電システムや省エネルギー機器の導入が一般的になっていることを受けて、将来的に ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）が基準となるよう普及・啓発を図る必要があります。

また、自然環境や景観には十分に配慮するとともに、地域との合意形成も図りながら再エネを利用した地域間連携の推進や地域新電力などによる地産エネルギーの利用拡大に向けても取組を推進していきます。

(2) 施策の方針

◆再生可能エネルギー導入の推進

個別施策	対応策
再生可能エネルギー導入の推進	新設する公共施設において ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に取り組みます。
	既存の公共施設において、照明設備の LED 化や再生可能エネルギーの導入等を推進します。
	市民に対して、住宅の新築時は将来的に ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）が基準となるよう普及・啓発を図ります。
	再生可能エネルギーを利用した地域間連携の推進や地域新電力などによる地産エネルギーの利用拡大を図ります。
	市民や事業者に対して、再生可能エネルギー機器の導入について普及・啓発を図ります。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2 年度)	目 標
公共施設への再生可能エネルギー設備導入箇所数	12 箇所	20 箇所

「地球規模で考え、脱炭素社会を実現するまち」づくりに向けて、市民・事業者が取り組むべき行動例を以下のとおり示します。

市民・事業者の取組例＜温室効果ガス排出抑制の推進＞

取組内容	市 民	事業者
照明やテレビなどのスイッチはこまめに切り、電気やガスの無駄づかいをやめる。	○	○
クールビズ*やウォームビズ*を実施し、エアコンの設定温度に気をつけるなど、節電に努める。	○	○
省エネ型の電化製品（LED 照明など）の導入を心がける。	○	○
エネルギー使用量の通知サービスやうちエコ診断を利用し、賢いエネルギー使用に努める。	○	
住宅や事務所の新築や改築時には、建物の ZEH・ZEB 化を検討し、省エネルギー化を進める。	○	○
省エネ最適化診断や省エネ機器の導入により、工場や事業所の省エネルギー化を進める。		○
自動車の購入時には、電気自動車などの低公害車や低燃費車を選択し、運転時にはエコドライブを心がける。	○	○
近距離は、徒歩や自転車で移動する。	○	○
エネルギー消費機器の効率化やリフォーム等での高性能建材の導入を心がける。	○	○
ICT*を活用したエネルギー管理などによるエネルギーの最適利用を推進する。	○	○

市民・事業者の取組例＜再生可能エネルギー導入の推進＞

取組内容	市 民	事業者
太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入や、地域新電力などによる地産エネルギーの利用を検討する。	○	○

2 豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち

1) 自然環境の保全・管理

(1) 現状と課題

本市は、ほぼ全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、古くからその豊かな自然環境と共生することで発展してきました。森・里・川・海が広がる多様な自然環境の中で生まれた「人と自然」、「人と人」とのつながりは地域の産業基盤となるとともに、御食国^{みけつくに}としての文化を醸成してきました。

しかし、近年活発化している太陽光発電設備の設置に伴う大規模造成による土砂や濁水の流出、生物生息環境の破壊、生活様式の変化に伴う山林や農地などの荒廃、外来種による生態系の攪乱、地球温暖化に伴う海水温上昇などの影響による「磯焼け」などといった様々な環境問題に直面しています。特に太陽光発電設備の設置に伴う大規模造成については、国立公園の自然環境の保全に大きな影響が生じることから、市の条例に基づき適切に対応していくことが求められています。

本市の豊かな自然がこのような問題に直面していることを啓発し、市民や事業者には認知・理解してもらうとともに、里山の利活用を通じた適切な管理や藻場・干潟の保全・再生など、市民が直接関わる形で自然環境の保全や再生に取り組み、引き続き、自然のなかで調和のとれた暮らしが将来にわたって続けられるまちを目指していく必要があります。



リアス海岸

(2) 施策の方針

◆生物多様性の保全

個別施策	対応策
生物の生育・生息環境の保全	開発事業において、自然環境の保護・保全策が講じられるよう指導します。
	森・里・川・海のつながりの重要性に関する市民や事業者への啓発を継続して実施します。
生物の生育・生息状況の把握	市内の河川や海域などの水質や底質、生物などの調査方法等について見直しを含めて検討します。
	野生生物の生育・生息状況について情報収集・整理し、状況把握に努めます。
自然再生への取組	生物多様性を保全する機能や栄養塩の循環を円滑にする機能を有する干潟や藻場の保全や再生などを進め、沿岸域の自然再生に向けた取組を推進します。
外来生物対策の推進	自然公園の特別地域*を中心に、関係機関と連携して外来種の除去に努めます。
	新規植栽の際には、外来種の持ち込みや周辺の植生に配慮します。
	外来種について、市民によって遺棄・放流されないよう啓発を行います。

◆水辺環境の整備

個別施策	対応策
河川・沿岸の保全・整備	潤いのある水辺空間を形成するため、多自然川づくり*や河川・沿岸の護岸の整備を推進します。
湾内・海浜環境の保全	海水浴場や生物の生育・生息場所である砂浜などの海浜環境の保全を推進します。
湧水の保全	河川などの水源、潤いややすらぎの場となる湧水について、市民団体などとの協働による保全を推進します。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (令和2年度)	目 標
藻場の適切な管理に連携して取り組んでいる地域数	4地区	9地区

2) 自然とのふれあいの推進

(1) 現状と課題

自然とのふれあいは、人が自然の豊かな恵みを享受する基本的な行動であり、雄大な自然の風景に魅了され、身近な自然に接して安らぎを感じるなど、自然や人を大切にする豊かな心を育みます。自然とふれあう機会を増やすことは、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることにつながります。

本市においては、環境省の「国立公園満喫プロジェクト*」先行8地域に選ばれており、平成30（2018）年度には主要な利用拠点である横山展望台がリニューアルされ、自然環境を生かした魅力ある観光地としての整備が進められたことや、新しい生活様式を踏まえた自然体験を中心とする体験型アクティビティやワーケーション*を推進し、社会情勢の変化にも対応しながら訪れる人に対して自然とふれあう機会の創出を図っています。一方で、市内に点在する観光施設や自然体験施設等の老朽化が顕著になっていることや市内を訪れた人に向けた二次交通の整備が不十分なことが課題としてあげられ、適切な維持管理や整備を進める必要があります。



親水護岸（桧山路川）

(2) 施策の方針

◆自然とのふれあいの推進

個別施策	対応策
自然とふれあう機会の創出	体験学習や自然観察会など、子どもから大人まで揃って楽しみながら学べるプログラムを企画し、自然に親しみ、自然環境の良さを体感・再発見します。
	環境学習を推進するための教材の開発や、歴史民俗資料館などにおいて、環境学習の推進に向けたイベントなどを開催します。
	関連団体などとの連携を通して、自然体験プログラムの充実やサステナブル・ツーリズムの推進を図り、自然とふれあう機会を創出します。
	新しい生活様式を踏まえた自然体験を中心とする体験型アクティビティやワーケーションを推進します。
自然とふれあう場の整備	自然景観などに調和し、水とふれあうことができるような河川・海岸保全施設の整備を推進します。
	安全かつ快適な利用を目的に、自然公園の維持管理を図ります。
	沿岸域の美化・清掃や施設の維持管理を行い、沿岸域とのふれあいの場の充実を図ります。

◆緑化の推進

個別施策	対応策
観光地としての緑化	幹線道路沿いの遊休農地などに花を植栽するなど、景観の向上に努めます。
	本市の地域ごとにふさわしい木や花を用いた植栽・緑化を推進します。
	身近な自然環境を創出する街路や観光ルートとなる幹線道路、鉄道沿線において、樹木などの適切な整備・管理を推進します。
環境美化意識の啓発	沿道への草花などの植栽や清掃活動など、市民活動の意欲の向上に努めます。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
主な体験施設の利用者数	64,557 人／年	71,012 人／年

3) 公益的機能の保全

(1) 現状と課題

陸域の緑は、大気中の CO₂ を吸収する貴重な吸収源であり、本市の脱炭素社会の実現に向けて必要不可欠な要素であることをはじめ、水源のかん養*、生物多様性の保全などの環境保全機能のほか、山崩れの防止や震災時の延焼の防止など、防災面でも重要な役割を果たしており、多様な公益的機能を有しています。

また、海域は水産物を安定供給し、本市の基幹産業を支えるほか、生物多様性の保全、栄養塩の循環の円滑化、交流の場の形成、地域社会の形成・維持といった公益的機能を有しています。

一方で、本市の農地は年々減少傾向にあり、耕作放棄地や非農地化が進んでいます。また、山林においては間伐などが実施されず放置され、山林の持つ水源のかん養や土砂流出防止機能の低下が危惧されます。

このような状況を踏まえ、本市の豊かな自然が有する公益的機能を再認識し、適切な管理を行うことにより、公益的機能を保全する必要があります。



阿児ふるさと公園

(2) 施策の方針

◆森林の保全・活用

個別施策	対応策
森林の保全・整備	森林の持つ公益的機能を維持するため、保全・整備活動への支援や市有林の適切な管理を進めます。
里山の保全活動などに対する支援	緑化・間伐や保全活動などに努めている関係者や団体と連携を図り、活動を支援します。
森林資源の利用促進方法の開発と展開	間伐材などの森林資源を有効に利用するため、利用促進方法の開発や事業化の支援を検討します。

◆農地等の保全・活用

個別施策	対応策
農業基盤の整備	農業生産基盤となる農道や農業用水路、ため池、排水機場などの計画・整備を推進します。
	耕作放棄地の発生防止を図ります。
	洪水や土砂崩れを防ぐ貯水機能や温暖化防止機能などをもつ水田を保全・活用します。

◆公園・緑地の管理・整備

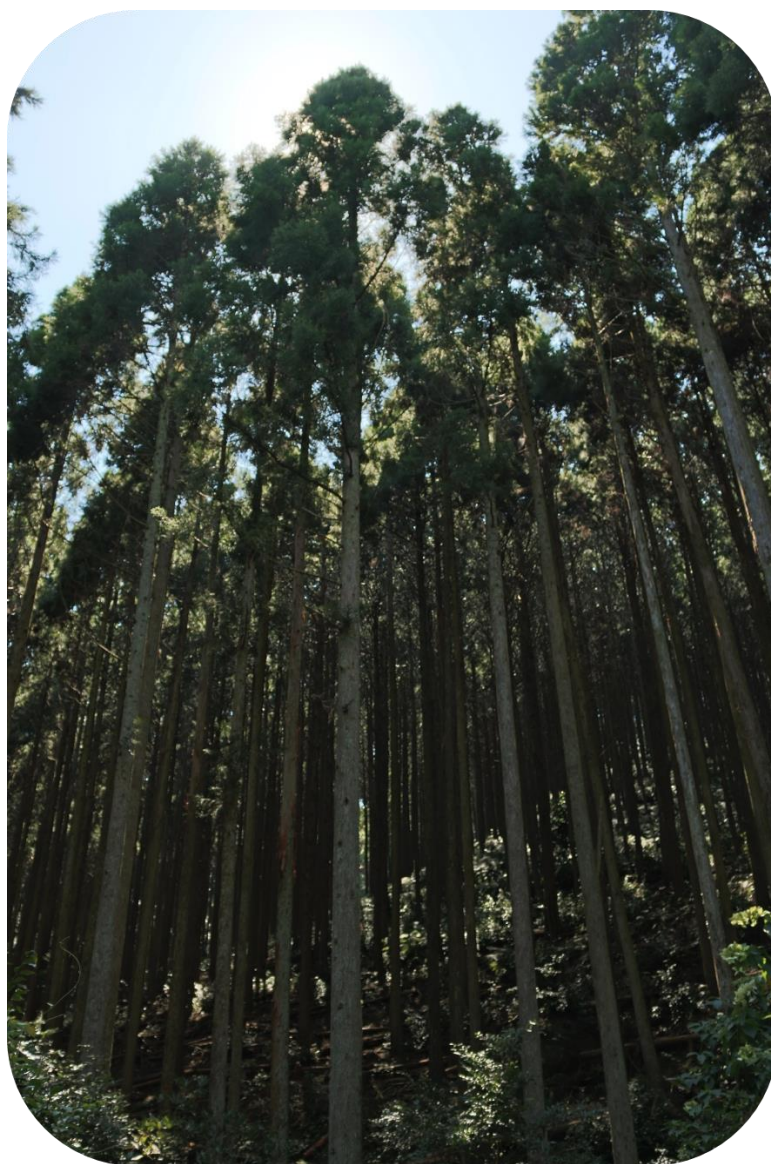
個別施策	対応策
公園・緑地の管理・整備	公園が健康づくり、憩い、交流の場、防災時の活用などの機能を発揮できるよう整備します。
	景観や自然環境の保全に配慮した、公園の適切な維持管理や整備に努めます。

◆干潟・藻場の保全と再生

個別施策	対応策
自然再生への取組	生物多様性を保全する機能や栄養塩の循環を円滑にする機能を有する干潟や藻場の保全・再生などを進め、沿岸域の自然再生に向けた取組を推進します。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
間伐実施面積	8.58ha/年	10ha/年
市民一人当たりの都市公園等面積	4.90m ² /人 (令和元年)	5.34m ² /人



整備された森林

「豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち」づくりに向けて、市民・事業者が取り組むべき行動例を以下のとおり示します。

市民・事業者の取組例＜自然環境の保全・管理＞

取組内容	市 民	事業者
希少な野生動植物の採取や捕獲をしない。	○	○
外来魚の放流やペットの遺棄をしない。 ※特定外来生物*は、許可のない飼養等が法律で禁止されています。	○	○
開発事業において、やむを得ず自然環境に影響が生じる場合には、 影響の最小化または代償措置の検討を行う。		○
地域の名所、景勝地の保全活動に参加・協力する。	○	○

市民・事業者の取組例＜自然とのふれあいの推進＞

取組内容	市 民	事業者
住宅や事業所の樹木などは、適切に管理する。	○	○
緑化運動などに参加・協力・支援する。	○	○
野生動植物の生育・生息環境の保全活動や調査などに参加・協力・ 支援する。	○	○
ビオトープ*の整備や維持管理活動に参加・協力・支援する。	○	○

市民・事業者の取組例＜公益的機能の保全＞

取組内容	市 民	事業者
身近な自然とふれあえる公園づくりや維持管理に協力する。	○	○
減農薬栽培などに取り組み、環境に配慮した農業に努める。		○
生態系に配慮した農業基盤づくりに協力する。		○
所有する農地や森林の保全に努める。	○	○
森林の多面的機能を理解し、森林の保全に協力・支援する。	○	○
土地の改変などを伴う開発事業では、自然環境への負荷ができる限り少なくなるように対策を講じる。		○



里山づくり講習会

3 環境への負荷を減らし、安心して快適な暮らしを実現するまち

1) 4 Rの推進

(1) 現状と課題

ごみ問題は、生活や産業などの経済活動に起因し、市民一人ひとりに関わりのある最も身近な環境問題のひとつです。

本市では年間に1.8万トン以上のごみが排出されています。人口減少に伴い、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、市民1人1日当たりのごみの総排出量は県平均より1割程度多く、リサイクル率も県平均を下回っている状況にあります。

「ごみゼロ社会」の実現に向け、『4 R』(廃棄物などの発生抑制(Reduce)、断る(Refuse)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle))を柱としたごみの発生抑制や資源循環利用に取り組めるよう啓発を行い、市民、事業者及び市が一体となって、ごみの減量化等の課題に取り組む必要があります。

(2) 施策の方針

◆廃棄物の発生抑制

個別施策	対応策
発生抑制の推進	事業に伴って発生するごみの減量・再資源化に努めるよう、事業者と協力します。
	生ごみ処理機の購入に対する助成を行い、導入を促進します。
	計画的な食品の購入や家庭内での堆肥化によって、生ごみの減量化を推進します。
	マイバッグ等の持参やレジ袋等の利用辞退、包装容器などの減量化について、販売事業者と市民との協力・推進を図ります。
	市民や市内事業者にマイボトルの輪を広げ、ペットボトルなどのワンウェイプラスチックの削減を図ります。

◆再使用・再生利用の推進

個別施策	対応策
循環資源などの利活用	市の事務・事業活動においてリサイクル製品を率先して利用するとともに、市民・事業者に対して、リサイクル製品を積極的に利用するように啓発します。
資源回収システムなどの整備	分別方法について、引き続き啓発していきます。 食品トレーやペットボトルの店頭回収など、販売事業者への啓発を行います。
生ごみの堆肥化の促進	事業活動から発生する廃棄物の有効活用方法について検討します。 生ごみの堆肥化に関する市民への啓発を図ります。

◆環境モラルの向上

個別施策	対応策
4R 意識の向上	市の広報やSNS、環境イベントなどを通じ、市民や事業者へ4R推進の意識啓発を行います。 ごみ問題に関わる市民活動グループの育成に努めます。
環境美化意識の啓発	清掃活動など、市民活動の意欲の向上に努めます。 ごみのポイ捨てをはじめとする環境に関する禁止行為などについて市民への啓発を行います。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
生ごみ処理機の購入助成件数	16 基/年	30 基/年
一般廃棄物のリサイクル率	16.9%	20.1%
ごみの減量化に関わる市民活動団体数	8 団体	10 団体
マイボトル等で利用できる給水機の設置数	—	50 台

2) 廃棄物の適正処理の推進

(1) 現状と課題

鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設「やまだエコセンター」の本格稼働に合わせて、本市では適正なごみ処理を推進するため、分別方法の統一などを図ってきました。

ごみのポイ捨てや不法投棄、不適切焼却処分については、監視活動や広報等での啓発により未然防止に努めていますが、いまだ多くの不法投棄に関する情報が寄せられており、さらにそれらのごみの一部は海域まで流出し、海洋プラスチックごみとなっていることから安全面や衛生面、景観面からも適切に対応していくことや「脱プラスチック・プラごみゼロ」を掲げ、啓発等の取組を強化していく必要があります。また、海岸における漂着ごみに対しても適切に対処する必要があります。



漂着ごみ

(2) 施策の方針

◆適正なごみ処理の推進

個別施策	対応策
廃棄物処分場の有効利用	一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理に努めます。
適切な分別・収集	「志摩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画*」に基づき、ごみの分別、収集・運搬の維持・改善、並びに地域の集積所の管理との連携を図ります。
漂着ごみへの対応	漂着ごみについて、国や県などと連携しながら適切に処理します。
野外焼却の防止	廃棄物の焼却が原則法律により禁止されていることについて、啓発と指導に努めます。

◆不法投棄対策の推進

個別施策	対応策
監視体制の充実	市職員の巡視や市民・自治会からの通報などにより不法投棄の状況を把握するとともに、悪質な不法投棄現場へ監視カメラを設置するなど、不法投棄の抑制や未然防止に努めます。 不法投棄の原因者の特定を行い、原因者に対し適切な指導を行います。悪質なものに対しては、法的措置も含めて適切に対処します。
環境美化・保全活動の実施・支援	清掃活動を定期的に展開するとともに、関係団体と連携して、市民が参加できる環境美化・環境保全活動に対する支援を行います。
ポイ捨て防止の啓発	看板による周知など、市民や観光客へポイ捨て防止の啓発活動を進めます。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
ごみ総排出量（集団回収量を除く）	17,532t/年	14,618 t/年
監視活動などによる不法投棄報告件数	220 件/年	100 件/年

3) 快適な住環境の確保

(1) 現状と課題

本市では、快適な住環境を確保するため、自然災害に強く、日常生活における安全・安心な暮らしが確保されるまち、交通環境や居住環境が整った便利で快適に生活できるまちを目指し、各種事業を実施しています。本市に寄せられる苦情の大部分は、野外焼却（令和元（2019）年度より悪臭として分類）となっており、対策を進めていく必要があります。

水質の定点観測においては、すべての地点で環境基準を達成しており、引き続き、環境基準の達成に向けた取組を継続する必要があります。

生活排水処理施設の整備については、し尿以外の生活雑排水の処理推進のため、下水道等への接続率の向上と、下水道等整備区域外においては、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

また、空家等の問題については、志摩市空家等対策計画に基づき取組を進めるとともに、特に危険で周囲に影響を及ぼしているまたは及ぼす可能性の高い空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「特定空家等」と判断し、所有者に対して必要な措置を講じています。

(2) 施策の方針

◆大気汚染の防止

個別施策	対応策
大気環境の監視	三重県環境総合監視システムにより大気環境の把握に努めます。
自動車からの排出ガス抑制	バス路線・定期船航路の維持確保に努め、公共交通機関の利用促進を図ります。
	公用車の更新時においては、車両の小型化を進めるほか、電気自動車等の低公害車両の導入を推進します。
	公用車のエコドライブを推進し、徒歩や自転車、バス、電車など環境にやさしい方法・手段で移動します。
野外焼却の防止	廃棄物の焼却が原則法律により禁止されていることについて、啓発と指導に努めます。
悪臭対策の推進	市職員の巡視や市民・自治会からの通報などによる悪臭発生状況の把握に努めます。
	日常生活や事業活動などに伴って生じる悪臭について、発生防止の啓発に努めます。

◆水質汚濁の防止

個別施策	対応策
水環境の監視	市内の河川や海域などにおいて、水質や底質などの調査を行い、現状把握に努めます。
	市職員の巡視や市民・自治会からの通報などによる水質汚濁状況の把握に努めます。
生活排水対策	「志摩市生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水処理施設の維持・管理を推進します。
	下水道などの処理区域外において、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽*への転換を促進します。
	浄化槽の維持管理の必要性や正しい使用方法、日常生活などにおける生活排水対策についての啓発と指導に努めます。
	下水道処理区域の未接続者に下水道の必要性を啓発し、接続の推進に努めます。
	下水道施設の事故未然防止やライフサイクルコストの最小化のため、長寿命化対策を図ります。
閉鎖性海域の水質対策	閉鎖性海域の環境負荷の低減対策を推進します。

◆騒音・振動対策の推進

個別施策	対応策
騒音・振動対策の推進	市職員の巡視や市民・自治会からの通報などによる騒音・振動の発生状況の把握に努めます。
	規制対象事業場などに対し、騒音・振動防止について、啓発と指導に努めます。

◆化学物質対策の推進

個別施策	対応策
化学物質対策の推進	ダイオキシン類*などの有害物質について、情報収集・情報提供に努めます。

◆防災・防犯対策の推進

個別施策	対応策
防犯対策の充実	防犯灯の整備を推進します。
	自治会などの自主防犯活動を支援し、青色防犯パトロール活動を推進します。
防災機能の強化	震災時の防災拠点や他の防災施設とのネットワーク化を図るため、公園などの整備を推進します。
	避難誘導看板や避難施設の整備を行うとともに、市民や観光客の安全を確保するため、避難訓練などを行います。
	震災などに備え、道路構造物や漁港、海岸保全施設、配水池、配水管などのインフラの耐震化・長寿命化を推進します。
	木造住宅の無料耐震診断や耐震補強設計、耐震補強工事に対する補助事業を実施し、市民の生命と財産を守る対策を推進します。
	大地震などの災害対策として、市民アドバイザーを育成します。
空家対策	災害時に生活基盤を早期に回復できるよう、「志摩市災害廃棄物処理基本計画*」に基づいたごみ処理、し尿処理を行います。
	「空家等対策の推進に関する特別措置法*」や「志摩市空家等対策計画」に基づき、放置空家の解消や発生の抑制を図ります。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2 年度)	目 標
野外焼却に関する苦情相談件数	41 件/年	15 件/年
大気質の環境基準達成率	80%	100%
生活排水処理率 (水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100)	56.0% (令和元年)	62.7%
水質(閉鎖性海域)の環境基準達成率	100%	100%
騒音・振動に関する苦情相談件数	5 件/年	0 件/年
ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%
木造住宅耐震補助件数(累計)	88 件	124 件

環境への負荷を減らし、安心して快適な暮らしを実現するまちづくりに向けて、市民・事業者が取り組むべき行動例を以下のとおり示します。

市民・事業者の取組例＜4Rの推進＞

取組内容	市 民	事業者
廃棄時に処理が困難な製品や使い捨て製品の製造・販売・購入・使用をできるだけ控える。	○	○
再生資源を利用した製品（リサイクル製品）や材料の製造・販売・購入・使用に努める。	○	○
包装紙や梱包材は必要最低限にし、過剰包装は断る。	○	○
買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわない。	○	
マイボトルを持参し、ペットボトルなどのワンウェイプラスチックの削減に努める。	○	○
フリーマーケットなどの資源の再使用に参加・協力・支援する。	○	○
生ごみの減量化や食品ロスに向け、使い切り・食べきり・水きりの「3きり」を心がける。	○	○
食品トレーやペットボトルなどの店頭回収に協力する。	○	○
リターナブルびん*が使用されている商品の製造・販売・購入・使用を推進する。	○	○
産業廃棄物*の発生抑制、指定副産物*や事業用廃プラスチックなどの適正処理・リサイクルに努める。		○
環境負荷の少ない原材料の使用や製品の販売に努める。		○

市民・事業者の取組例＜廃棄物の適正処理の推進＞

取組内容	市 民	事業者
ごみの分別は正しく行う。	○	○
製品には分別や資源化の区分などの廃棄方法を明記する。		○
産業廃棄物はマニフェスト*（廃棄物管理伝票）を利用し、適切に処理する。		○
樹木のせん定材などは堆肥化し、施肥などに活用する。	○	○
不法投棄はしない。	○	○
市や地域などによる環境美化活動に積極的に参加・協力する。	○	○
事業活動における環境報告書*の作成などに努める。		○

市民・事業者の取組例＜快適な住環境の確保＞

取組内容	市 民	事業者
排水による負荷を減らすため、公共下水道や集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置、適切な浄化槽管理などに努める。	○	○
洗剤は適正量を使用し、食品や油などを流さない。	○	○
法令で定められた排出基準を遵守する。		○
農薬や除草剤の適正利用に努める。	○	○
不要となった農薬や化学薬品などは、適切に処理・処分する。	○	○
野外焼却はしない。	○	○
テレビや音響機器、楽器などの音、ペットの鳴き声などが、騒音として近隣に迷惑とならないよう心がける。	○	
工場や事業所、建設作業時などにおける騒音や振動が、近隣住民の迷惑とならないように配慮する。		○

4 歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち

1) 歴史的・文化的資源の保全

(1) 現状と課題

本市は、古くから「御食国^{みけつくに}」として都へ多くの海産物を献上していた歴史があり、現代においても、地域の特徴的風景や歴史・風土、地場産業と密接に関係した伝統的な文化が多数残されており、国指定の重要無形文化財には、日本三大御田植祭りのひとつである「磯部の御神田^{おみた}」や安土桃山時代から伝えられている「安乗の人形芝居」などが指定されています。

さらに、近年では平成 29（2017）年 3 月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」の国重要無形民俗文化財への指定、「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」の日本農業遺産への認定が行われたことに続き、

令和元（2019）年 5 月に「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が文化庁の日本遺産に認定されるなど、この地域の特色である海女文化を日本の代表的な歴史文化の一つとして評価する動きが進んでいます。

一方で人口減少や少子高齢化により、後継者不足が問題となっており、貴重な地域資源である各種文化財の保存や次世代への継承のため、後継者の育成や保存団体への支援を行っていくとともに、有効に活用することで地域の活性化につなげる必要があります。



安乗の人形芝居

(2) 施策の方針

◆歴史・文化資源を生かしたまちづくり

個別施策	対応策
歴史・文化資源の活用	遺跡、史跡、伝統行事などを地域の身近な歴史・文化資源として、まちづくりや観光などに積極的に活用します。
歴史・文化資源の普及・情報発信	地域に伝わる歴史、民俗、行事などを紹介し、歴史と文化のまちづくりを推進します。
	生涯学習の拠点として、歴史民俗資料館を活用し、資料の保存・データ化・収集・研究・展示公開・情報発信を行います。

◆歴史・文化資源の保存・伝承

個別施策	対応策
文化財などの保存・継承	各種文化財の状況調査を行い、文化財保護・保存意識の醸成に努めるとともに、防火・防犯対策の指導を行います。
	市内に受け継がれている伝統行事・芸能の保存、継承、後継者育成活動を推進します。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (令和2年度)	目 標
指定・登録文化財数（累計）	77 件	80 件
歴史民俗資料館入館者数	2,789 人/年	6,500 人/年

2) 景観保全の推進

(1) 現状と課題

自然と人が共生している本市の特徴に応じ、自然景観を適切に維持・管理、保全していくことの重要性を認識できるよう意識啓発に取り組む必要があります。

また、近年では、本市内で活発化している太陽光発電設備の設置に伴う大規模造成により、景観が大幅に変貌した地域が見られ、本市の景観保全に影響を与えていることを受けて、平成29（2017）年7月に「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」を制定し、一定の制約を設けています。さらに、平成31（2019）年4月には志摩市景観計画を改訂し、景観計画に基づく届出制度における太陽光発電や風力発電の設置に関する基準等を盛り込んでいます。

引き続き、計画的な土地利用を推進するため、志摩市都市計画マスタープランの方針に従い、様々な情勢の変化や市民のまちづくりの意識の変化にも適宜対応しながらまちづくりを進めていく必要があります。



メガソーラー

(2) 施策の方針

◆景観に配慮したまちづくり

個別施策	対応策
道路景観の向上	自然や景観に配慮した道路施設の整備を行います。
	各種市民団体と協力するなど、道路の美化に努めます。
景観の保全	「志摩市都市計画マスタープラン」に基づく魅力ある都市景観を創出します。
	ポイ捨てやペットのふんの始末について、指導や啓発を行います。
	地域の良い景観を保全するとともに、緑豊かで落ち着いた景観づくりに努めます。

◆農山漁村景観の保全

個別施策	対応策
農山漁村景観の保全	集落などの特徴的な景観を有する地区について、保全を図るとともに、保全意識の醸成に努めます。
地域の指定・継続	田園景観を保全する機能を持つ緑地として、農業振興地域農用地区域の保全を行います。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
都市計画マスタープラン地区構想を策定した地区数	3 地区	5 地区

3) 環境資源活用の推進

(1) 現状と課題

本市では、伊勢志摩国立公園ならではの豊かな自然環境や沿岸域資源を生かした農林水産業や観光業などが営まれています。特に観光面では本市の観光地としての魅力を高めるため、各種誘客プロモーションなどの情報発信に取り組むとともに、豊かな自然環境等を生かした体験型アクティビティを推進するなど、「ナショナルパーク」としての地域ブランド力の向上を図っています。

一方で、高齢化や後継者不足などによる将来の担い手不足が危惧されている状況にあり、今後も、地域産業の自立的及び継続的な発展を促進するためには、将来の担い手の確保・育成に向けて、効果的な支援体制や若者・移住者の受け入れ体制の構築に取り組むとともに、地域産業の持続可能な生産基盤や経営基盤などを整備・強化していく必要があります。

また、地域の食材や食文化の活用に加えて、エネルギーの地産地消の取組を推進する必要があります。

(2) 施策の方針

◆持続可能な農林水産業の振興

個別施策	対応策
農林水産業の振興	農業振興地域や農用地区域の見直しを行い、「志摩市農業振興地域整備計画」の変更や耕作放棄地の解消に努めます。
	農業の使用低減や環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。
	持続的に漁業経営ができるような資源管理を推進します。
	漁場造成や漁場環境の保全の取組を支援します。
	農業者または漁業者による6次産業化に資する取組を支援します。
担い手の育成・確保	農業塾・漁業塾への支援や空き家・遊休農地などの資源の有効活用により、新規就業希望者への支援を検討します。
	農林水産業者などに対して、それぞれの事業に関する環境配慮やその必要性について学ぶ機会を創出します。
異業種間の連携・交流	生産者や観光業、食品加工業などと連携し、志摩ブランド*など農林水産物の付加価値の向上や技術開発、消費拡大に取り組みます。

◆地産地消の推進

個別施策	対応策
地産地消の推進	地域の人や宿泊施設・飲食店・学校給食などでの地元産物の使用を推進します。
地域産品の魅力の情報発信	本市の農林水産物について情報発信や、生産・流通過程を明確にする流通経路情報の活用への対応を推進します。
地域産品とふれる機会の拡大	イベントの開催を支援し、地域の農林水産物の利用を推進します。
地産エネルギーの活用	再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。

◆観光の振興

個別施策	対応策
新しい観光スタイルの推進やサステナブル・ツーリズムなどの展開	自然体験プログラムを活用した新しい観光スタイルを推進し、サステナブル・ツーリズムやスポーツツーリズムの展開、教育旅行の誘客促進等を図ります。
	休耕地を観光農園や体験農園などの観光・レクリエーションや環境学習の場として活用します。
観光施設などにおける環境配慮の推進	観光客が訪れる施設での環境配慮の取組を推進します。
	観光業者などに対して、それぞれの事業に関する環境配慮やその必要性についての啓発を推進します。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
学校給食への地域産品の導入割合	27.8%	35%
主な体験施設の利用者数	64,557 人／年	71,012 人／年

「歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち」づくりに向けて、市民・事業者が取り組むべき行動例を以下のとおり示します。

市民・事業者の取組例＜歴史的・文化的資源の保全＞

取組内容	市 民	事業者
歴史的・文化的環境の保全に理解と協力をする。	○	○
地域の祭りや伝統行事に参加し、地域の活性化に参加・協力・支援する。	○	○
文化財や民俗資料の調査・研究に協力する。	○	○

市民・事業者の取組例＜景観保全の推進＞

取組内容	市 民	事業者
周辺の環境と調和のとれた建物や住宅、屋外広告物、生垣、花壇などの整備に努める。	○	○
工場や事業所の緑化促進に努める。		○
空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てはしない。	○	○
ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末する。	○	

市民・事業者の取組例＜環境資源活用の推進＞

取組内容	市 民	事業者
伊勢志摩国立公園が誇る豊かな自然環境の魅力について、理解を深める。	○	○
地産地消に努める。	○	○
漁場の環境改善に対する意識をより一層高める。		○

5 環境について学び、主体的に行動するまち

1) 環境学習・環境教育の推進

(1) 現状と課題

本市では、志摩の美しい自然財産を次世代に残していくため、環境教育を教育活動全体の中で推進しています。主な取組内容としては、小中学校において、地域や学校の特色を生かした環境教育の実施、通学路や海岸等、地域全体の清掃活動を行うとともに、ごみの分別やリサイクル等に取り組んでいます。なかでは、環境省や三重県生涯学習センターによる自然や身の回りの生き物の大切さを伝える出前授業の実施や地域の中で楽しみながら主体的に継続的な環境保護活動やSDGsの視点を取り入れた環境学習を行っている学校もあります。

一方で、海洋プラスチックごみや磯焼け等の深刻化する環境問題に対する現状理解や今後の取組が求められている状況にあります。

また、環境に関する情報を広く市内外へ発信するため、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ行政チャンネル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS*）などの媒体による情報発信の強化を推進しています。



小学校での環境学習

(2) 施策の方針

◆環境学習・環境教育の推進

個別施策	対応策
環境学習の推進	自然環境の大切さと、その上に成り立ってきた産業や伝統文化について学ぶSDGsの視点を取り入れた環境学習を推進します。
	本市のほぼ全域が伊勢志摩国立公園に指定されていることから、市民や事業者に対して国立公園の意義や関係法令の周知啓発活動を実施します。
	干潟再生事業や水生生物調査、こどもエコクラブ*の活動など、実践的な環境学習計画や仕組みについて充実を図ります。
	市民による緑化活動や環境学習などの市民活動を推進します。
環境教育の推進	海洋プラスチックごみ等、深刻化する環境問題に対する理解とともに、「自分ごと」「自分たち」レベルで何ができるかを考えていきます。
	持続可能な社会実現のための創意工夫ある取組や地域の施設見学、自然体験等を通じた環境教育を推進します。

◆環境情報の発信

個別施策	対応策
環境情報の発信	森・里・川・海に関する各事業の活用や研修会を開催し、市民へ向けた啓発を推進します。また、専門家や研究者などと連携し、市内において環境の保全や利用に関する先進的な取組を進めるとともに、国内外に情報発信を行います。
	広報誌やインターネット、SNS、行政チャンネルなどを活用するとともに、事業者などとの連携やイベント活動などを通じて、環境に関する情報を幅広く発信します。
	自然公園法をはじめとする法令や県や本市の条例などを基に、市民や事業者へ国立公園の意義や関係法令の周知啓発活動を実施します。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (令和2年度)	目 標
小中学校での環境教育実施回数（県、市及び各学校が実施した環境教育の総数）	24回/年	52回/年

2) 環境保全活動の推進

(1) 現状と課題

本市が持続可能なまちであり続けるためには、SDGsの視点を持って地域に着目し、市民、事業者及び市が一体となって環境課題の解決に取り組む姿勢が必要です。本市においては、市民をはじめ事業者と共同で行っているビーチクリーン活動や回収したプラスチックごみからペットボトルを抽出し、生地や糸へ再生させるアップサイクルの取組などを推進しているほか、干潟では、毎年、市民参加型のモニタリング調査の実施や自然観察会を実施するなど、環境教育の土台づくりとなるような活動に積極的に取り組んでいます。

今後も継続的にこのような活動に取り組み、市民一人ひとりの環境の保全や自然再生に関する意識を高めていく必要があります。

(2) 施策の方針

◆環境保全活動の推進

個別施策	対応策
環境保全活動の推進	市民や団体と連携・協力し、環境保全活動を推進していきます。
	青少年健全育成団体や関係機関と連携・協力し、各種の事業を通じて、環境問題への興味や重要性を学ぶ機会を提供します。
環境保全活動の啓発	「望ましい環境像」を目指して、自然と環境を守るという意識の醸成を図ります。

◆環境リーダー、ボランティアの育成

個別施策	対応策
人材の育成	地域の自然環境の保全と利用に関する学びを支える人材の育成を図ります。
団体の育成	市民団体などが主体となった環境保全活動を支援し、活動団体の育成を図ります。
地域住民による環境美化活動の推進	身近な公園の維持管理や緑化活動、地域の環境美化への参加を通じて、市民活動に対する意欲の向上に努めます。

(3) 令和7年度までの目標

指 標	現 況 (R2年度)	目 標
環境教育の土台作りを協働して行った団体の数（累計）	9団体	30団体

「環境について学び、主体的に行動するまち」づくりに向けて、市民・事業者が取り組むべき行動例を以下のとおり示します。

市民・事業者の取組例＜環境学習・環境教育の推進＞

取組内容	市 民	事業者
環境に関わる出前講座や市民講座などに参加・協力・支援する。	○	○
環境問題に関する情報を新聞や雑誌、インターネットなどから入手する。	○	○
児童・生徒の自然体験などに協力・支援する。	○	○
自然観察会や勉強会などに積極的に参加・協力・支援する。	○	○
SDGsの視点を取り入れた環境学習に参加・協力する。	○	○
水生生物調査など、子どもを対象とした環境保全活動に参加・協力する。	○	○

市民・事業者の取組例＜環境保全活動の推進＞

取組内容	市 民	事業者
市民参加による調査に参加・協力する。	○	○
家庭や職場の中で、環境問題についての話し合いや、環境保全活動を行う雰囲気づくりを進める。	○	○
環境保全に関わる従業員教育や研修に努める。		○
自主的なノーマイカーデーの設定やクリーン活動など、環境保全活動を実施する。	○	○
環境保全に関するイベントに参加・協力・支援する。	○	○
地域や環境保全団体などによる環境保全活動に参加・協力・支援する。	○	○
地域のネットワーク化を図り、環境情報などの共有に努める。	○	○
自然とのふれあい活動や緑化活動などに参加・協力・支援する。	○	○

第5章 重点的取組

本計画においては、5つの環境目標を掲げ、総合的な施策を展開していくとともに、望ましい環境像の実現に向けて計画を推進していくために、環境目標の領域を超えて横断的に推進する施策を「重点的取組」として次のとおり位置付け、市民、事業者及び市が優先的かつ相互に協働して取り組んでいきます。

■地球温暖化対策の推進

- ◆地球温暖化対策実行計画の推進
- ◆建物の省エネルギー化や再生可能エネルギー等の導入促進
- ◆脱炭素型ライフスタイルへの転換

■環境資源の保全と活用の推進

- ◆持続可能なまちづくり
- ◆伊勢志摩国立公園の特色ある自然環境の保護、保全及び利活用
- ◆水環境への負荷の低減

■資源循環型社会の推進

- ◆Reduce（発生抑制）の推進・Refuse（断る）の推進
- ◆Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の推進
- ◆不法投棄防止対策の強化

1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、人間活動の活発化に伴い、CO₂などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象です。地球温暖化に伴う気候変動（以下、気候変動）の影響は、自然災害の増加、生態系などの自然環境の破壊、人間への健康被害などといった形で既に日本を含む世界の様々な地域・分野で現れており、今後も気候変動の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるといわれています。

気候変動による影響は市内でも生じており、他人事ではなく差し迫った課題であることを市民、事業者と認識を共有し、取組を加速させる必要があります。市及び事業者においては、事業所における再生可能エネルギーの導入や環境性能の優れた設備の導入などに取り組み、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減に努め、市民生活においては、環境配慮型商品の購入や省エネルギーの徹底、外出時の移動を公共交通機関に切り替えるなど、環境に配慮した行動の定着化を促し、市民の行動変容・意識改革につながる取組を推進する必要があります。また、気温上昇や局地的な豪雨などの既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対しては、本市の実情や特性に応じて、適応策を検討する必要があります。

<<具体的な取組>>

（１）地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策実行計画を市民、事業者及び市が一体となって推進するとともに、PDCA*サイクルにより、実施状況や結果を公表します。

（２）建物の省エネルギー化や再生可能エネルギー等の導入促進

新設する公共施設において ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化への取組を進めるとともに、既存の公共施設においても、照明設備の LED 化や再生可能エネルギーの導入等を推進していくほか、一般家庭に向けては、住宅の新築時に住宅用太陽光発電システムや省エネルギー機器の導入が一般的になっていることを受けて、将来的に ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）が基準となるよう普及・啓発を図ります。

（３）脱炭素型ライフスタイルへの転換

市民一人ひとりが環境に配慮した生活を実践し、日常生活における温室効果ガスの排出量を削減するため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い替え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、「COOL CHOICE（賢い選択）」を普及・促進させ、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。

2 環境資源の保全と活用の推進

海と山の豊かな自然とそこから生み出された伝統・文化など、市内各地にある一つひとつの資源を地域の宝として共有し、生かすことで、地域が磨き上げられ、本市の魅力が高まってきます。地域の資源を持続的に活用できるよう自然環境や景観を保全し、志摩市の豊かさがより良い形で次世代へ継承できるよう SDGs の視点を持った取組を推進する必要があります。

<<具体的な取組>>

(1) SDGs の理念に沿った環境・経済・社会の三側面の調和によるまちづくり

本市の産業や生活の多くは「自然の恵み」の上に成り立っています。古くから自然と人が共生するまちで、これからも住み続けられるまちであるためには、陸と海の自然環境を一体のものと捉えて、基盤となる豊かな自然環境や調和のとれた景観の保全に取り組む必要があります。

本市では、従前から「新しい里海」の恵みを市民が生かすまちづくりを進めてきました。さらに、平成 30（2018）年に政府から「SDGs 未来都市」に選定され、そのまちづくりをより一層発展させるため、「SDGs 未来都市計画」を策定し、取り組んでいます。

SDGs の理念に沿った環境・経済・社会の三側面の調和を図り、地域の経済循環を生み出すことで、豊かさを享受しながら住み続けることができるまちづくりを目指します。

(2) 伊勢志摩国立公園の周知啓発と利活用

本市は、ほぼ全域が伊勢志摩国立公園に指定されています。その豊かな自然の恵みを農林水産業や観光業で利用しつつ、本市が将来にわたって持続的に発展していくため、環境省などの関係機関とも連携し、国立公園という特色ある自然環境を保全することの重要性を啓発します。

また、新しい観光スタイルを促進し、サステナブルツーリズムを通じて、教育旅行やスポーツ観光の誘客促進・支援を行うほか、全国でも有数の「ゼロカーボン・パーク」として国立公園の脱炭素化に取り組むとともに、脱プラスチックを含めたサステナブルな観光地づくりを目指していきます。

(3) 水環境への負荷の低減

英虞湾や的矢湾といった閉鎖性海域では、外海との海水交換が行われにくく、豊かな水環境を保全するためには、陸域から流れ込む環境負荷を低減させることが必要です。生活排水を適正に処理するため、下水道などへの接続を促進するとともに、浄化槽の設置と適正な維持管理の啓発を推進します。また、市民一人ひとりができる取組などを啓発していきます。

3 資源循環型社会の推進

本市の限られた資源を持続可能に活用していくため、市民、事業者及び市がそれぞれの役割や責任をあらためて認識するとともに、家庭や職場などのあらゆる場面でごみの発生抑制、減量化及び再資源化などを推進し、ごみゼロ社会の実現や循環型社会の構築に取り組む必要があります。

また、本市はポイ捨てや不法投棄に関する苦情や報告件数が多い状況となっていることを踏まえ、廃棄物の4R（Reduce（発生抑制）、Refuse（断る）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））の定着、廃棄物の適正処理及びマナー・モラルの向上を図るほか、海洋プラスチックごみ問題に対しては、「脱プラスチック・プラごみゼロ」を掲げ、啓発等の取組を推進する必要があります。

<<具体的な取組>>

（１）Reduce（発生抑制）・Refuse（断る）の推進

できる限り不要なものは購入せず、レジ袋や過剰包装など、ごみの発生源となりそうなものは事前に辞退することに努めるといった行動を広げるために、マイバッグやマイボトルを持参するよう啓発します。

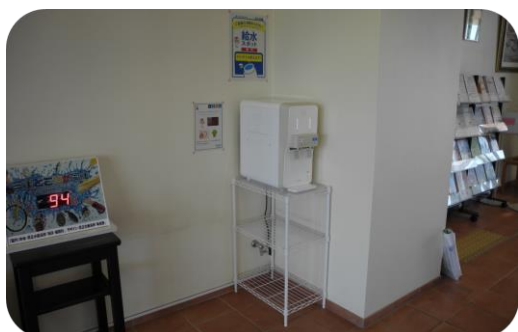
また、ごみの分別ルールの啓発や家庭用電気式生ごみ処理機の購入に対する助成を引き続き実施します。

（２）Reuse（再使用）・Recycle（再資源化）の推進

地域での資源循環の推進を図るため、自治会や子ども会などが行う資源回収など自主的な市民参加型の環境活動に対して支援を行い、活性化させるとともに、食品トレーやペットボトルの店頭回収など、販売事業者との協力体制を整備します。

（３）不法投棄防止対策の強化

不法投棄への対策を強化するため、自治会や市民からの情報提供や市職員による監視体制の充実を図ります。また、悪質な不法投棄に対しては、法的措置も含めて適切に対処します。

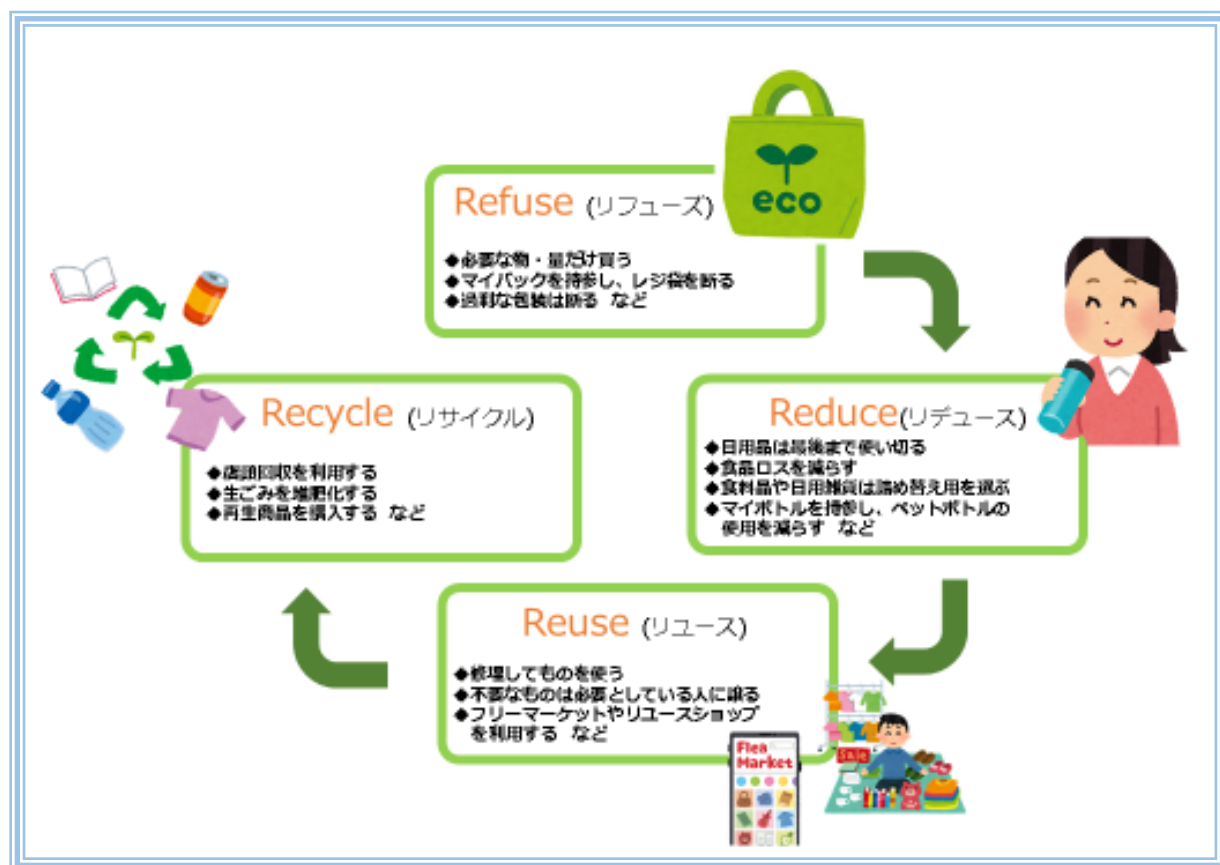


市内に設置されたマイボトル用給水機

4 Rの取組を進めていきましょう

3 Rとは、「環境にやさしい循環型社会を構築するため、資源を無駄なく繰り返し使う」といった考え方で、リデュース（Reduce／削減）、リユース（Reuse／再使用）、リサイクル（Recycle／再資源化）という3つの言葉の頭文字を取り3 Rと呼んでいます。欧米ではこの3 Rにリフューズ（Refuse／断る）を加えた考え方の4 Rが主流となっています。

近年は日本でもこの4 Rの考え方が広まりつつあり、本市においても取組を推進していきます。



第6章 計画の推進に向けて

1 推進方策

1) 組織体制

市は、本計画を組織的かつ実効的に推進するため、庁内組織として「環境調整会議」を設置し、各部署が実施する施策の連絡と調整を行います。

また、本計画の進行管理を図るため、「自然環境保護審議会」において、本市の環境の現状や施策の実施状況等について審議するものとします。

2) 各主体の役割

本計画を推進するためには、市だけでなく、市民や事業者との協働が必要です。また、各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、環境への負荷を低減するための取組を進める必要があります。以下に各主体の役割を示します。

■市民の役割

- 市民は、日常生活において、生活排水対策や廃棄物の減量などにより、環境への負荷を低減します。
- 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全や脱炭素に資する施策に協力します。

■事業者の役割

- 事業者は、環境への負荷の低減や適切な資源管理など、環境に配慮した持続可能な事業活動を推進します。
- 事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全や脱炭素に資する施策に協力します。

■市の役割

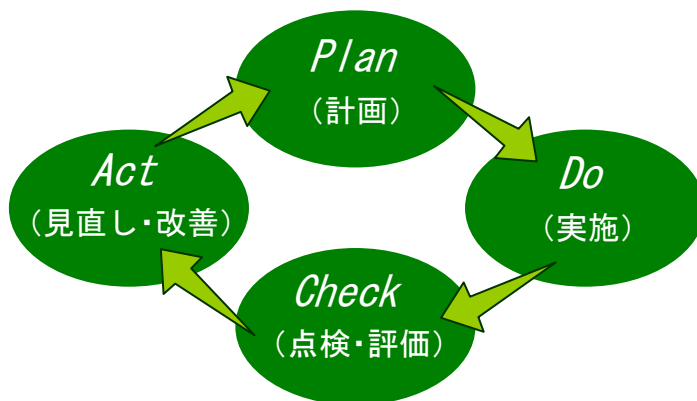
- 市は、市民や事業者、関係機関との連携により、環境の保全及び脱炭素化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市は、市の事務事業の実施による環境負荷の低減など、一事業者として自ら率先して環境保全や脱炭素化に取り組みます。

3) 国・県や近隣の自治体との協力

大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの環境問題は広域的な取組が必要とされるため、国や県、周辺自治体と連携して取り組みます。

2 進行管理の方法

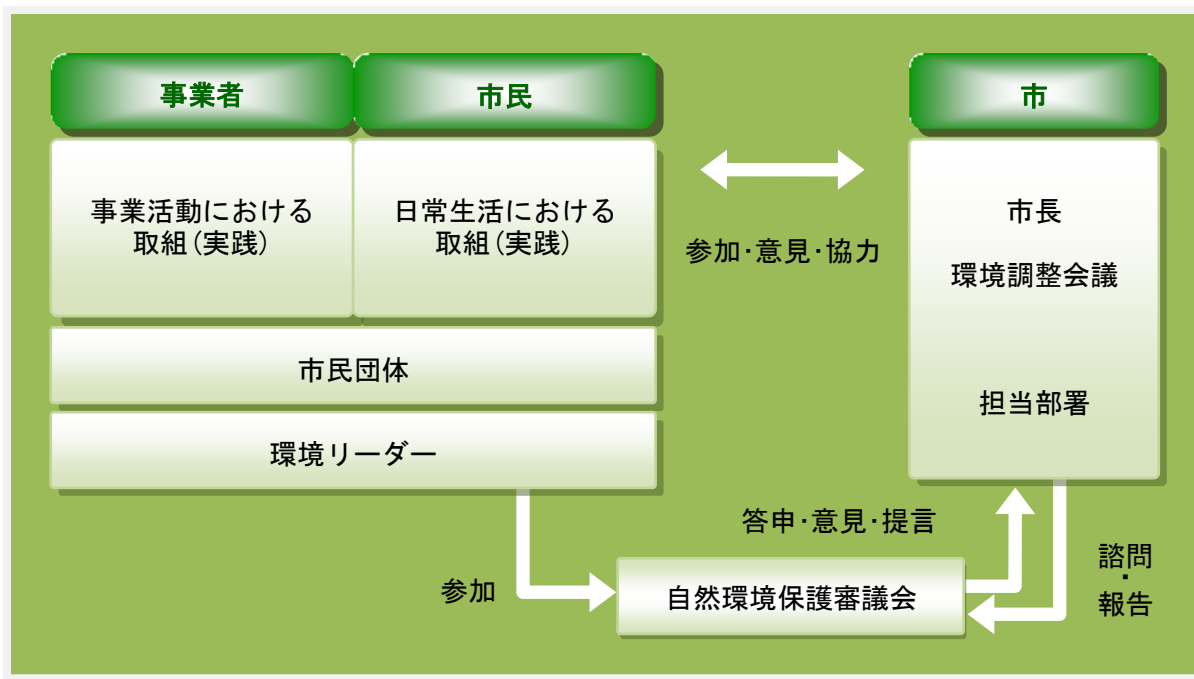
本計画で掲げた施策を着実に推進し、目標を実現するために、PDCA サイクルにより目標の達成度や施策の実施状況を点検・評価し、改善点を施策に反映します。



◇計画の推進体制

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩

取組 ↑



資料編

資料 用語解説

=アルファベット=

・ 4 R

Reduce「リデュース」（発生抑制）、Refuse「リフューズ」（断る）、Reuse「リユース」（再使用）、Recycle「リサイクル」（再生利用）、の頭文字の4つのRから呼ぶごみ減量のキーワード。

・ COD

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量のこと。水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。海域及び湖沼の汚濁状況を表すときに用いられる。

・ COOL CHOICE

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

・ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業サービスなどの総称。

・ IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）とは、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）により1988年に設立された政府間機関の略。報告書の作成には、世界各国の研究者数千名が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を政策決定者等に提供している。

・ NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（注）を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」と言う。

・PDCAサイクル (Plan-Do-Check-Act)

生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。1) 業務の計画「Plan」(プラン)を立て、2) 計画に基づいて業務を実行「Do」(ドゥ)し、3) 実行した業務を評価「Check」(チェック)し、4) 改善「Action (Act)」(アクション)が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

・SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型の Web サイト。

・ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

・ZEH

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。

=ア行=

・空家等対策の推進に関する特別措置法

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。

・新しい生活様式

長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させる生活様式のこと。

・磯焼け

海の沿岸に生えるアラメやワカメなどの海草類が枯れる現象。海水温の上昇や海水の汚染、ウニなどの食害が原因とされる。

・一般廃棄物

主に日常生活に伴って発生するごみやし尿（浄化槽汚泥を含む。）などの廃棄物のこと。処理責任は市町村にあり、事業活動によって発生するごみ（産業廃棄物）とは区別される。

・一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画。

・海の健康診断

海の様々な営みを人間の体の働きに例えて、簡便な手法で継続的に監視し、これまで全体としてバランスを保ってきた海を健康度という指標で表現する手法。

・エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。主な内容は、「アイドリングストップ」、「経済速度の遵守」、「急発進や急加速、急ブレーキを控えること」、「適正なタイヤ空気圧の点検」などが挙げられる。

・温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするものの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類が定められている。

＝力行＝

・カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。

・外来種

国内・国外に関わらず、その生態系に本来は生息せず、人為的に移動させられた種のこと。主に外国から持ち込まれた種を指すことが多い。外来種が生態系に与える影響として、在来種の圧

迫や、近縁の在来種や地域固有の個体群との交雑による遺伝的汚染などがある。

(※特定外来生物の項も参照)

・合併処理浄化槽

し尿及び台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と比べ、河川等の水質へ与える影響が少ない。

・環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

・環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

・環境報告書

企業などの事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するもの。

・クールビズ・ウォームビズ

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、多様で柔軟な働き方にも資する省エネ・省 CO₂ 対策として、各地域の状況や日々の気温、一人ひとりの体調、暑さ寒さの感じ方、室内での温度差等に応じた柔軟な服装の選択ができるような環境を醸成するとともに、一人ひとりが、個々の事情に応じて、冷房時の室温（目安として 28℃）や過度な暖房に頼らず室温（20℃を目安）の適正管理等を行うことにより、快適で働きやすい服装で業務を行うビジネススタイル。

・経営耕地面積

土地台帳上の地目や面積に関係なく、農家が実際に耕作している農地の面積で、自作地と借入耕地を合わせたものをいう。

・公益的機能

森林や農地、海の持つ様々な多面的機能（生態系サービスとも呼ばれる）のうち、農林水産物

などの生産・供給機能を除いたもののこと。主な公益的機能としては、「水源のかん養機能／緑のダム」、「土砂災害防止機能」、「生物多様性保全機能」、「地球環境保全機能（温暖化防止）」、「物質（栄養塩）循環機能」、「交流の場の形成」などがあげられる。

・光化学オキシダント

光化学オキシダント（OX）は、窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）等が強い紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称。光化学スモッグの原因となっている物質で、強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

・国立公園満喫プロジェクト

平成 28（2016）年 3 月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、環境省が日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目的に進めている事業。

・こどもエコクラブ

子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とした事業。平成 7（1995）年に環境庁（現・環境省）が主体となり開始したが、現在は、公益財団法人日本環境協会が活動を引き継いでいる。

＝サ行＝

・災害廃棄物処理基本計画

過去の災害の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策についての必要事項を定めたもの。

・再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

・産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により定められた、事業活動に伴って生じる特定の廃棄物。家庭から生じる一般廃棄物と異なり、多量に発生することや有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有する。平成 23（2011）年現在、20 種類の産業廃棄物が定められている。

・ 指定副産物

原料として再利用を行うべき副産物のこと。工場や工事現場などで発生する石炭灰、土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材が該当する。

・ 志摩ブランド

志摩市の優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、志摩ブランドの情報発信を通じて観光客等の誘致を促し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度。

・ 水源のかん養

森林の土壌が、雨水を地表や地中へ一時的に蓄えて河川流量を調節したり、地下に浸透する際に浄化したりする機能のこと。蓄えた水が湧水として徐々に放出されることで、雨が降らなくても一定の河川流量が確保される。また、森林の蒸発散作用によって、雨量自体が安定する効果もある。

・ 生活排水

台所、洗濯、風呂などからの排水（生活雑排水）とし尿を合わせた、日常生活に伴って排出される排水のこと。

・ 生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さ。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

・ セロカーボンシティ

2050 年までに CO₂ 排出量を実質ゼロにすることを目指すことを公表した自治体のこと。「実質ゼロ」とは、排出量から吸収量を差し引いたものであり、エネルギー消費等に伴う人為的な排出量から森林による吸収量を差し引いて算出する。

・ ゼロカーボン・パーク

国立公園における電気自動車等の活用、国立公園に立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラ

スチックも含めてSDな観光地づくりを実現していくエリア。

＝タ行＝

・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法」ではポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義され、生殖、脳、免疫系等に対して生じ得る影響が懸念されている。

・多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

・脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が実質ゼロ（カーボンニュートラル）になる社会のことを指す。

・地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、フロンなど）の放出量が増加し、地球全体の平均気温が上がっていく現象。

・特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物。

・特定植物群落

重要な植物群落について、環境省が植生の重要性の基準を8分類に分けて設定し、選定したもの。

・特別地域

国立・国定・都道府県立自然公園内の「風致を維持」するため、公園計画に基づき指定される保護地域（海域は含まれない）。特別地域はその規制の程度により、第1種特別地域、第2種特別

地域、第3種特別地域に区分される。

・都市計画区域

市町村の市街地を一体の都市として総合的に整備・開発し、保全する必要がある区域。または、都市開発区域など新たに都市として開発し、保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。

・都市公園

都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域*内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含む。

＝ハ行＝

・ビオトープ

ドイツ語の生物(Bio)と場所(Tope)を組み合わせた言葉で、野生生物の生息空間を意味する。本計画の中では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものと位置づけている。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、大気汚染物質のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

・閉鎖性海域

地形などにより水の出入りが悪い内湾や内海等の水域。水の交換性が悪いことから、水質汚濁や富栄養化が起りやすい。また、水底には汚濁物質が堆積しやすい。

＝マ行＝

・マニフェスト (制度)

廃棄物処理業者に処理を委託する際、廃棄物の流れを目録(マニフェスト)を用いて確認し、不適正処理や不法投棄を防止する制度。

=ラ行=

・リターナブルびん

牛乳びんやビールびんなど、繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料などのメーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。

・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した本のこと。昭和41（1966）年に、国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行した際に、最も危機的なランクに選ばれた生物の解説が赤い表紙だったため、レッドデータブックと呼ばれる。日本では、平成3（1991）年に環境庁（現・環境省）が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を作成し、平成12（2000）年からは改訂版が順次発行されている。三重県では、平成18年に「三重県レッドデータブック2005」を、平成27年に「三重県レッドデータブック2015」を発刊している。

=ワ行=

・ワーケーション

「ワーク（work）＝仕事」と「バケーション（vacation）＝休暇」から生み出された造語。日常生活を離れ、リゾート地や観光地、地方などで休暇を過ごしながらか働く新しいスタイルのこと。



志摩市環境基本計画（中間見直し）
（含 志摩市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕）

自然の恵みに感謝し、
ともに歩みつづけるまち 志摩

発 行 三重県志摩市
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL：0599（44）0228

編 集 志摩市役所市民生活部環境課

発行日 令和4年3月